

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード		09-02-01		戦略プラン		☐ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		保健師地区活動		部課名		健康部健康推進課		課長名		森田			
				担当者名		村山		内線		432			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-02-05		保健師地区活動									
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）				☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業					
開始年度		昭和 50（ 1975 ）年度		根拠		地域保健法（1-3, 6条）健康増進法（3-5, 7, 25条）							
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等									
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画	
行政評価 事業体系		分野		I		生涯健康都市							
		政策		01		生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現							
		施策		01		青壮年期の健康増進							
目的		家庭訪問により地域に出向く他、面接相談や電話・文書連絡等、様々な地区活動を通して支援をすること とで、区民の生活の質や、健康レベルの向上を図る。また、関係機関との連携や、諸事業・地区組織活動 との連動により、区民の健康問題の解決を図る。											
対象者 等		一般区民											
内容		ライフサイクルや疾病等による個別の健康問題をもつ区民とその家族に対し、家庭訪問、面接相談、電 話相談や関係機関との連携により支援を行う。 地域の共通した健康問題に対しては、地域に出向いての地域団体・諸グループ等への支援や、普及啓発 活動を行う。 ・妊産婦から乳幼児への切れ目ない親子支援 ・精神保健に関する支援 ・生活習慣病予防及び重症化予防 ・その他、区民の健康の保持増進に関すること											
経過		・H10：高齢者・認知症・難病等の在宅ケア事業は、高齢者福祉課に移行。保健所は精神保健福祉、子育て 支援、健康づくり事業の体制を強化。・H12：組織改正で保健と福祉を統合して保健福祉部が設置され、高 齢者の健康づくり、介護予防、各種保健サービス事業は高齢者福祉課に、精神障害者や難病の各種申請事務は障 害者福祉課に移行。保健所は、地域ぐるみ健康づくり推進、在宅難病患者支援、母子保健、精神保健福祉、 感染症予防に関する事業を実施。・H17：結核感染症担当保健師を専任とし健康危機に即時的、専門的対 応をする体制を整備。・H18：健康部として福祉部門と分離、精神保健福祉相談に関する事業と在宅難病 患者支援事業、重症心身障害者療養支援事業は障害者福祉課に移行し保健師を配置。・H20：保健師・助産 師が新生児全数訪問と産後うつアンケートで母親のメンタルの支援や児童虐待予防を強化。・H28：福祉部の一部事 業を担当する保健師を残し、保健師を健康推進課に統合。全区民の健康づくりと保健相談の窓口を一本 化。・H31：出産・子育て応援事業開始。・R2：児相と子ども家庭支援センター両機能を持つ「子ども家庭総合 センター」が開設され、保健師配置。											
必要性		健康問題や疾病を抱えた区民が主体的に問題を解決するには、保健師による家庭訪問、相談等の支援は 不可欠である。また、それらの個別支援から地域に共通する健康課題を抽出し、地域団体や関係機関等と の協働により、効率的に課題解決を図ることができる。											
実施 方法		（ ☒ 直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）											
指 標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)					
	①	家庭訪問	2, 129	2, 516	1, 976	2, 200	3, 000	回数					
	②	その他の地区活動	16, 206	13, 578	15, 142	17, 000	18, 000	回数					
③													
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
3年度		4年度											
推進		推進											
				地域への訪問等の活動を通して地域特性を把握し、区民との協働や関係 機関との連携により健康の保持・増進を進めるために欠かせない事業であ るため、推進する。									

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-02-02		戦略プラン	● 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	健康づくり支援事業		部課名	健康部健康推進課		課長名	森田	
			担当者名	村山		内線	432	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-06-01	健康づくり支援事業					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 3年度 ○ 2年度）		○ 建設事業		○ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 15	（ 2003 ）	年度	根拠	健康増進法、地域保健法			
終期設定	○ 有 ● 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	01	青壮年期の健康増進					
目的	健康寿命の延伸や早世の予防を目的に、区民自身が食生活や、運動、飲酒、喫煙、歯と口の健康改善の知識・技術を習得し予防行動をとることができるよう支援するとともに、良質な睡眠やストレス対処法などのこころの健康づくりの推進を行う。							
対象者等	主に青壮年期の区民							
内容	区民や地域組織団体を対象に下記の事業を行い、地域の健康づくりを推進。 1 NO！メタボチャレンジャー事業：主体的に自分に適した健康づくりの方法を選択して生活習慣改善に継続して取り組むNO！メタボチャレンジャーを募集する。チャレンジの経過をホームページ等で公表することで健康づくりを広く区民にPRし、チャレンジャーが身近なモデルとして区民の健康づくりへの関心を高め、意識啓発を図る。26年度に働き盛り世代に向けた健康情報誌をチャレンジャーと協働で作成し、35-39健診で配布活用及び区ホームページ（スマホサイト含む）閲覧可能にした。 2 健康づくり講座：生活習慣病予防やこころの健康づくりなどに取り組むきっかけづくりを目的に講座を実施する。 3 どこでも健康教室・健康相談：地域組織・団体の依頼により区民の身近な場所に出向き、健康教室や健康相談を行う。							
経過	1 平成20年度からNO！メタボチャレンジャー事業を開始。平成24年度：修了者による自主的団体の健康推進コミュニティ（AKC）が立ち上がり、平成25～30年度団体支援（コミュニティ活性化補助：10～30万円）。平成28年度から、定員を80人から100人に拡大。平成31年度から持続血糖モニター体験、学食deランチ、ポールウォークのポール貸出の新規メニュー追加。 2 健康づくり講座：平成19年度から子育て世代や働き盛り世代対象の講座を実施。平成28年度の組織改正に伴い、年齢枠を取り払い全ての世代を対象に実施。 3 どこでも健康教室・健康相談：平成15年度から地域組織や区民の様々な活動の場に出向き実施。 ※平成24年度から「あらかわNO！メタボ大作戦事業」の「NO！メタボチャレンジャー事業」及び「地域ぐるみ健康づくり支援事業」の「健康づくり講座」「自主グループ活動支援事業」「どこでも健康教室・健康相談」を当事業に組み替えた。平成28年度の組織改正に伴い、平成30年度から介護予防を目的とした膝痛予防・尿失禁・ウォーキング講座を介護会計から一般会計に組み替えた。							
必要性	働き盛り世代の生活習慣改善と適正体重の獲得、メタボリック症候群やがんの予防、メンタルヘルス等は、青壮年期の早世の減少と健康寿命延伸の効果が見られている。また、健康格差の是正の観点から、受講料無料の講座とする。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤職員 ● 会計年度任用職員） グループダイナミックスを活用した健康づくりプログラム事業、自主グループ育成、健康講座・講演会、地域に出向いて行う健康教育・健康相談等							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	BMI25以上の人の割合〔男性〕 (%)	36.3	37.5	39.2	39.0	30.0	特定健診（問診票）
	②	BMI25以上の人の割合〔女性〕 (%)	25.0	25.2	26.7	26.0	20.0	特定健診（問診票）
③	運動習慣のある人の割合〔男性〕 (%)	41.9	41.4	41.3	42.0	50.0	特定健診（問診票）	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
重点的に推進	重点的に推進		早世予防と健康寿命の延伸という重要課題を解決するための事業であるため、重点的に推進する。					

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
賃金	検査技師等	143	報償費	講師謝礼等	111	報償費	講師謝礼等	532
報償費	講師謝礼等	382	需用費	パンフレット・書籍等	599	需用費	パンフレット・書籍等	724
需用費	パンフレット・書籍等	1,069	役務費	メタボチャレンジャー用郵便料等	47	役務費	メタボチャレンジャー用郵便料等	44
役務費	メタボチャレンジャー用郵便料等	78	使用料等	メタボ講座等会場使用料	0	委託料	メタボチャレンジャー動画作成	499
負担金補助等	健康づくり団体補助金	0	負担金補助等	健康づくり団体補助金	0			
使用料等	メタボ講座等会場使用料	60						
備品購入	プロジェクター	88						

備考	物件費の主な内訳は、N0!メタボチャレンジャー事業等の消耗品に599千円。また、補助費等の主な内訳は、N0!メタボチャレンジャー事業等の講師謝礼に111千円となっている。
問題点・課題	新型コロナウイルス感染症流行の影響で、あらかじめN0!メタボチャレンジャーなど集合形式による健康教育の実施が困難となった。インターネットを活用するなど、新たな手段で区民の健康教育を実施し、健康寿命の延伸を図っていく必要がある。

問題点・課題の改善策									
	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容			令和2年度に実施した 改善内容および評価			令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	チャレンジャー事業は、自宅で主体的に健康づくりに取り組める健康づくりプログラムを開発する。			区HPに講座の動画等を公開し、電話相談等の個別支援回数を強化して行った結果、修了者の平均減量は従来と同程度の3kg減を達成。			集合形式（交流会）とR2年度のリモート方式を組み合わせたプログラムに発展させ、修了率を上げる。		
②									
③									
他 施 区 区 実 状 の 実 況	（実施 22 区			未実施 0 区			不明 0 区）		
議 会 （ 要 質 問 状 ）	平成29年度 2月会議 平成30年度11月会議 平成30年度11月会議 令和元年度 2月会議			健康づくりについて（健康ポイント制度） 区と区民との協働の観点から、健康格差に抗する自主グループづくりについて 健康長寿社会の構築を目指して 健康ポイント制度の導入（学校・園への寄付）					

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-02-03		戦略プラン	☒ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	あらかわ満点メニュー		部課名	健康部健康推進課		課長名	森田	
			担当者名	野地		内線	423	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-06-02		あらかわ満点メニュー					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠	健康増進法7条 健康日本21（第2次）厚生労働省通知 平成27年9月9日付			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I 生涯健康都市						
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
	施策	01 青壮年期の健康増進						
目的	生涯健康都市づくりの実現に向けて働き盛り世代の早世を減らすため、区内飲食店において健康に配慮された食事がとれるように、栄養成分表示事業、特定給食施設指導とあわせた食環境整備事業のひとつとして実施する。							
対象者等	区内在住・在勤者、区内飲食店等							
内容	区内飲食店と女子栄養大学短期大学部及び区が連携して開発を行う。 申請者に対し、基準を満たしたものを「まんてんメニュー」として認定し、例年、下半期から普及促進紙「まんてん」の発行、区ホームページ・SNS、CATVでの販売促進キャンペーンを実施。							
経過	平成17年度6月 生涯健康都市戦略本部の設置 10月 荒川区生涯健康都市宣言の策定 3月 生涯健康都市づくり戦略(18年度版)の策定 平成18年度 あらから満点メニュー事業開始 平成19年度 居酒屋をメニュー提供対象店に追加 レシピ集を発行 平成20年度 弁当・惣菜店をメニュー提供対象店に追加 平成24年度 地域ぐるみ健康づくり推進事業から独立 平成27年度2月 あらかわ満点メニュー10周年記念レシピ集発行 平成30年度 全メニューを「野菜たっぷり」等の機能性で分類してPR強化。 また、家庭での応用に向けたコラム「プロに学ぶコツ」を創設 令和2年度 食環境整備事業の一環として実施、おうちde満点（テイクアウトメニュー）の新設							
必要性	働き盛り世代の早世予防、フレイル予防策のために食環境整備に取り組む必要がある。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） ①女子栄養大学短期大学部に委託（メニュー開発、栄養価計算、認定基準に向けてのメニュー改善） ②普及促進紙「まんてん」作成委託							
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明	
		30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)		
	①	健康的な食生活の実感度 (5段階評価)	3.42	3.42	-	3.45	3.62	幸福実感指標
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
推進		推進 飲食店の食環境整備から家庭の改善へと拡大する必要がある。栄養・食生活に関する生活習慣及び社会環境の改善に関する目標にあげられている。（健康日本21(第2次)「健康な食事」の普及について）						

(単位：千円)

問題点・課題

問題点・課題の改善策

他区の写
施状況

況（要旨）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード		09-02-04		戦略プラン		☐ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		受動喫煙防止・禁煙対策		部課名		健康部健康推進課		課長名		森田			
				担当者名		村山		内線		432			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-06-03		受動喫煙防止・禁煙対策									
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）				☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業					
開始年度		平成 3（ 1991 ）年度		根拠		健康増進法、まちの環境条例、東京都受動喫煙防止条例							
終期設定		☐ 有 ☒ 無		（ ）年度		法令等							
実施基準		☐ 法令基準内		☐ 都基準内		☒ 区独自基準		計画区分		☒ 計画		☐ 非計画	
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市							
		政策		01		生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現							
		施策		01		青壮年期の健康増進							
目的		喫煙は、がん予防、生活習慣病予防、妊娠期からの健康づくり、肺炎予防、ニコチン依存症対策、歯と口の健康づくり等、多くの健康課題に対するハイリスク因子であるため、健康寿命延伸には必須の施策である。											
対象者等		区内在住・在勤者											
内容		※「東京都子どもを受動喫煙から守る条例（平成30年4月）」の施行、「改正健康増進法」及び「東京都受動喫煙防止条例」（令和2年4月）の全面施行を受け各施設・事業所の管理権原者及び区民に対する普及啓発をすすめる。 1 禁煙チャレンジ応援プランによる禁煙支援：禁煙治療費にかかる費用の一部助成（100名、上限1万円）。 2 法・条例の普及啓発 3 区内飲食店に対する普及啓発・支援											
経過		1 平成3～17年度に（財）がん予防センターで下記の事業を実施 ①平成3～5年度、禁煙コンテスト②平成5年度、小・中学生向けに防煙教育用ビデオを作成、区内学校に配布及び一般頒布。③平成5～17年度、禁煙教室④平成15年度、庁舎内完全分煙と受動喫煙対策⑤禁煙支援機関一覧を作成し情報提供：平成16年度から医療機関、平成17年度から28年度まで薬局薬店 2 平成18年度から健康推進課で受動喫煙防止・禁煙対策を実施 ①平成18年度～禁煙チャレンジ応援プラン（100名）②平成19年度～28年度「リセット禁煙」冊子の貸出し③受動喫煙防止グッズによる普及啓発：ヤケン、ウェットティッシュ等④平成29年10月から電子申請による受付開始。 3 「改正健康増進法」及び「東京都受動喫煙防止条例」（令和2年4月）の全面施行に向け、区内全飲食店への周知啓発及び喫煙可能室設置施設届出書配布委託を実施（1,508店舗） 4 令和2年4月法令の全面施行 5 禁煙講演会「喫煙者だった医者が教えるちょっとがんばる禁煙講演会」											
必要性		全国の喫煙率は徐々に低下しているが、区は横ばいである。改正健康増進法および東京都受動喫煙防止条例が施行され、区においても、受動喫煙防止対策と禁煙支援を進めていく必要がある。											
実施方法		（1直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 様々な媒体による法令の周知、禁煙支援事業の案内											
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明					
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)						
	①	喫煙率〔男性〕（％）	29.7	27.0	27.1	27.0	25.0	特定健診（問診票）					
	②	喫煙率〔女性〕（％）	12.4	11.4	12.0	11.0	10.0	特定健診（問診票）					
③													
事務事業の分類			分類についての説明・意見等										
3年度		4年度											
重点的に推進		重点的に推進		健康寿命の延伸への効果が非常に高いとされていることから、重点的に推進する。									

(単位：千円)行政コスト計算書

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

①

②

③

他区の実
施状況

議 会 質 問 状
況（要 旨）

(実施	13	区	未実施	9	区	不明	0	区)
禁煙外来助成実施中：13区（中央区、港区、文京区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、中野区、豊島区、北区、練馬区、足立区、江戸川区）検討中：1区（板橋区）予定なし：8区（千代田区、新宿区、台東区、大田区、世田谷区、渋谷区、杉並区、葛飾区）								

平成29年度2月会議	受動喫煙防止対策を推進する店舗の奨励について
平成30年度2月会議	荒川区受動喫煙防止条例の制定について

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-02-05		戦略プラン		☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	健康づくり普及啓発・環境整備事業		部課名	健康部健康推進課	課長名	森田		
			担当者名	村山	内線	432		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-06-04	健康づくり普及啓発・環境整備事業					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 12	（ 2000 ）	年度	根拠	健康増進法、地域保健法			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	01	青壮年期の健康増進					
目的	区民一人一人が自分に適した方法で主体的に健康づくりを実践できることを目的として、運動、食生活、こころの健康づくりなどの健康情報の発信拠点として「健康週間」や「健康情報提供店」でのPRにつとめる。							
対象者等	区内在住・在勤者							
内容	1 健康週間（10月の第二月曜日・体育の日の前週の土曜日から9日間）①健康に関する講演会等を行い、健康づくりの普及啓発を図る。②健康週間中に実施される区のイベントや事業等の周知を図る。 2 健康情報提供 ①がん検診等の来所者や健康づくり事業参加者等に、メタボ予防や健康づくりについての情報提供を行うため、情報提供コーナーをがん予防・健康づくりセンター内に設置する。②区施設や民間の店等に健康情報提供コーナー設置の協力依頼し、健康づくりに関するチラシ等を設置。 3 まちなかNO!メタボ測定 ①区内4か所に体組成計と血圧計を設置し、区民が日常的に健康づくりに取り組めるようにする。②健康づくりに関するチラシ等を設置し、健康情報提供も同時に行う。 4 ウォーキングマップの配布 健康情報提供コーナーや保健事業の際に配布し、運動・身体活動を増加させ、健康づくりのための普及啓発を行う。							
経過	1 平成16年度～健康週間及びウォーキングイベント実施。 2 健康情報提供：平成22年度からがん予防・健康づくりセンター内にコーナーを設けて、パンフレットやチラシを設置。 3 平成20～23年度、所内にて「NO!メタボ測定」を実施。また、平成20～21年度に区内拠点を設けて出張にて「NO!メタボ測定」を実施。 4 平成23年度からは区内公共施設（2か所）の協力を得て「まちなかNO!メタボ測定コーナー」に変更。 5 平成20年度からウォーキングマップを作成し配布開始。平成27年度に健康アドバイザー付きのマップに改定。 6 平成24年度から区内店舗や図書館、社協等の協力を得て、健康情報を広く区民に配布する「健康情報提供店」を開始。 7 令和元年度は「歯みがきで体も心も健康に」を統一テーマとして普及啓発を行った。また、ウォーキングマップでは、新コースの追加と「奥の細道てくてくすごろく」を掲載して、歩く楽しさが感じられる内容に改訂を行った。							
必要性	区民の健康増進及び、区内中小企業の健康経営を推進するために、健康づくりを進める環境を整えていくことは、一次予防には必要不可欠である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	健康情報提供店数（箇所）	28	28	28	28	30	健康推進課調べ
	②	健康情報提供店 配布数（枚）	26,751	24,226	23,026	25,000	30,000	健康推進課調べ
③	健康的な生活を送ることができていると感じる割合（％）	42.4	44.1	-	40.0	44.0	GAH(R2調査未実施)	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続		早世予防と健康寿命の延伸に関する具体的で正しい健康知識を得ることは、区民の主体的な健康行動への基盤となる事業であるため、継続して実施する。				

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			元年度	2年度	差額	勘定科目			元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	3,206	4,759	1,553	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	1,325	617	▲ 708		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	407	0	▲ 407		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	49	27	▲ 22		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	407	0	▲ 407		
		賞与・退職給与と引当金繰入額	267	887	620		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,440	▲ 6,290	▲ 1,850		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
		行政費用合計(b)	4,847	6,290	1,443		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,440	▲ 6,290	▲ 1,850		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,440	▲ 6,290	▲ 1,850					

備考	物件費では、健康情報の提供にかかるパンフレット等の消耗品に617千円、補助費等は都補助金の返還に27千円となっている。
----	---

問題点	新型コロナウイルス感染症流行により、健康づくり講演会や講座など集合形式の事業が休止となっているなか、地域で身近に健康情報が入手できる「健康情報提供店」及び、区ホームページやSNSによる情報発信をより強化していく必要がある。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	感染症流行期中、免疫力アップに関する健康情報の普及啓発を行う。 (区HPでの動画配信等)	区HPに、感染症流行下における健康づくり情報(免疫力アップ等)を継続的に掲載した。	感染症流行下における健康づくり情報を、非接触による方法を模索して実施する。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	（実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区）	

況 議 会 質 問 （ 要 旨 ）	平成28年度 2月会議	ウォーキングを取り入れた健康づくりについて
	平成28年度 11月会議	区民の健康づくりの推進について（健康寿命）
	平成29年度 2月会議	目の健康について
	平成31年度 6月会議	自然に歩きたくなる街づくりについて（健康づくり）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-02-06		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	健康づくり体操事業		部課名	健康部健康推進課		課長名	森田	
			担当者名	村山		内線	432	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-06-05		健康づくり体操事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 14	（ 2002 ）	年度	根拠	介護保険法、地域保健法、健康増進法			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	02	介護予防の推進					
目的	体操を通して区民の健康づくり、介護予防を推進する。高齢者においては身近な会場で、荒川ころばん・せらばん体操を継続する。予防の観点から対象を高齢者に限定しない。また、「通いの場」としての機能を充実させる。							
対象者等	区民全般							
内容	1荒川ころばん・せらばん体操 主に高齢者の転倒予防を目的とし、身体の筋力アップやバランス感覚の向上、歩行能力の改善を図る体操である。座位で行う「ちえあばん」も実施している。 ①会場：ひろば館、ふれあい館、高齢者施設、教育施設等、区内26か所で実施。 ②プログラム：1回1時間30分程度で、会場ごとに独自のレクリエーションや膝痛予防等のストレッチも実施。参加者は体力にあわせ、参加時間・頻度を調整している。 2簡易版ころばん体操（愛称名「あらみん体操」）の普及啓発を図り、運動取り組みの裾野を広げる。 3健康推進リーダー養成（人材育成） ①ころばん体操会場を運営するリーダーの養成と交流会							
経過	平成14年度 区、区民及び都立大学の健康福祉学部の三者で荒川ころばん体操を開発 平成15年度 荒川ころばん体操推進リーダー養成講座を開催し区内の各会場で体操の普及活動を実施 平成18年度 全国転倒予防体操サミットを開催 平成19年度 ころばん体操キャラバン隊を結成 平成20年度 ころばん体操「ちえあばん」を開発 平成24年度 10周年記念事業を実施 平成25年度 リーダー養成講座を開催 平成28年度 組織改正により健康推進課へ事務移管。簡易版ころばん体操（あらみん体操）を開発 平成29年度 「あらみん体操PRし隊」結成 平成30年度 一部介護特別会計から一般会計に移行 平成31年度 「公衆衛生情報」「保健師ジャーナル」「労働の科学」に論文を寄稿 令和2年度 新型コロナウイルス感染症流行で一時休止、その後事前登録制で間歇的に開催 令和3年度 理学療法士が会場を巡回し、フレイル予防の健康教育及びリーダーのスキルアップ開始予定							
必要性	転倒による骨折で寝たきりや要介護状態となる割合は高く、また、集団で体操に取り組むことにより、参加者同士の交流ができ、閉じこもり予防にも繋がる。また、フレイル予防等、予防対策強化のため、年齢を限定せず実施していくことが求められる。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 各会場における運営は荒川ころばん体操リーダーが行っている。 あらみん体操はホームページやケーブルテレビ、「あらみん体操PRし隊」や媒体等で紹介していく。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	転倒率（ころばん体操参加者） (%)	10.1	10.0	8.6	9.0	9.0	ころばん体操参加者より実態把握
	②	参加者数（実人員）	1,528	1,418	210	920	1,000	ころばん体操参加者
③	参加者数（延人員）	55,926	50,504	2,188	20,600	35,000	ころばん体操参加者	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
推進		推進		参加者の転倒予防と閉じこもり予防に成果があり、小地域のコミュニティ形成の一翼を担っている。新たにフレイル予防の視点が加わり、「通いの場」としても全国的に注目されているため推進する。				

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		6,160	2,574	4,388	4,825	4,612	4,200	4,809
決算額（3年度は見込み）		5,535	2,573	3,339	3,061	2,793	1,479	4,809
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	実施会場数	26	26	26	26	26	10	17
	実施回数（1週間）	35	35	35	35	35	10	22
	参加者数（実人数）	1,710	1,663	1,554	1,600	1,418	208	920
	参加者数（延べ人数）	60,432	61,228	60,400	55,926	50,504	2,150	20,600

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	体力測定	386	報償費	体力測定	0	報償費	会場巡回理学療法士雇上等	1,394
旅費	キャラバン隊職員旅費	0	旅費	キャラバン隊職員旅費	0	需用費	消耗品・パンフレット等	1,559
需用費	消耗品・パンフレット等	1,337	需用費	消耗品・パンフレット等	687	役務費	保険料等	671
役務費	保険料等	603	役務費	保険料等	601	委託料	リーダー用ポロシャツ作成	789
委託料	体操DVD複製	240	委託料	体操DVD複製	191	使用料賃貸料	会場使用料	396
使用料賃貸料	会場使用料	227	使用料賃貸料	会場使用料	0			

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			元年度	2年度	差額	勘定科目			元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	11,082	8,471	▲ 2,611	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	1,814	900	▲ 914		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	979	579	▲ 400		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	9	9	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0		
		賞与・退職給与引当金繰入額	922	1,578	656	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 14,806	▲ 11,537	3,269			
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0			
		行政費用合計(b)	14,806	11,537	▲ 3,269	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 14,806	▲ 11,537	3,269			
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 14,806	▲ 11,537	3,269					

備	物件費の主な内訳は、各体操用の一般需用費に687千円、普及啓発用のDVD複製委託等に191千円。補助費等は、健康づくり体操事業保険料に579千円となっている。
---	---

問題点・課題	新型コロナウイルス感染症流行に伴い、令和2年度からころばん体操会場運営の休止と再開を繰り返した（R2年3月休止→R2年11月一部再開→12月から休止中）。令和3年度も、4月から再開したが、5月から休止中。従来の集合型での実施は限界があることから、自宅で動画を使って体操ができるなどの環境整備をすることで、フレイル予防を推進していく必要がある。また、ころばん体操リーダーが、モチベーションを維持し、再開後も活動を継続できるよう、休止中の役割について検討していく必要がある。
--------	--

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	新型コロナウイルス感染症流行に伴い、休止した会場の運営を流行状況にあわせて検討・実施する。	リーダーに感染症対策に努める会場運営が実施できるよう、健康教育を実施し、再開した。	理学療法士の会場巡回と健康教育及び、DVDや、CATV、ICT活用などで、区民のフレイル予防をリーダーと協力して推進する。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 13 区 未実施 9 区 不明 0 区)			

議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	平成21年一定	介護予防事業に男性が積極的に参加できる環境整備について
	平成24年一定	介護予防の取り組みについて
	平成26年度9月会議	ロコモティブシンドローム対策の普及啓発について
	平成27年度6月会議	荒川ころばん体操の今後の取組について
	平成27年度11月会議	介護予防への男性参加者の増加対策

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-02-07		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	女性の健康応援事業		部課名	健康部健康推進課		課長名	森田	
			担当者名	村山		内線	432	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-07-01		女性の健康応援事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 22	（ 2010 ）	年度	根拠	健康増進法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	01	青壮年期の健康増進					
目的	女性の生涯にわたっての健康づくりを推進する。特に、子育て世代や働き盛り世代の女性を対象に、健康相談及び、健康情報の提供を行うことにより、自らの健康や家族の健康を考える機会をつくり早世予防を図る。							
対象者等	主に青壮年期の女性							
内容	1 乳幼児健診におけるがん予防の普及啓発 2 すこやかママの骨密度測定 3 女性のがん検診時の骨密度測定 4 二十歳の女性への健康に関するパンフレット送付 5 講演会の開催（女性の生涯を通じた健康、不妊・不育等妊娠にまつわる課題等）							
経過	1 平成19年度：3歳児健診時に行われていたすこやかママの骨密度測定を平成22年度から「子育てファミリー事業」から「女性の健康応援事業」に組替。 2 平成21年度：乳・子宮がん検診時に行われていた骨密度測定を平成22年度から「あらかわNO！メタボ大作戦事業」から「女性の健康応援事業」へ組替。 3 平成22年度：初めて子宮がん検診の対象になる20歳の女性に対して、検診をきっかけに自身の心身の健康管理を動機づけるパンフレットを送付。（保健予防課） 4 平成30年度：妊婦歯科健康診査事業開始。 5 平成31年度：妊娠届出時に面接で妊娠期から子育て期の女性の健康の相談支援を開始。 6 令和2年度：新型コロナウイルス感染症流行により事業を休止 7 令和3年度：感染症流行を鑑み骨密度測定を中止し、日常の保健師活動で女性の健康支援実施にシフト。							
必要性	生涯にわたって健康を保持増進し、QOLの向上を図ることができるよう、女性特有のライフサイクルに応じた適切な健康管理、生活習慣の獲得の支援が必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	骨密度測定実施者の喫煙率（%）	9.7	10.0	-	-	-	女性がん検診時骨密度測定者の問診票（R2ｺﾏﾝﾄ休止R3終了）
	②	骨密度測定実施者の多量飲酒率（%）	0.6	0.8	-	-	-	女性がん検診時骨密度測定者の問診票（R2ｺﾏﾝﾄ休止R3終了）
③	骨密度測定実施者の運動習慣率（%）	47.1	48.0	-	-	-	女性がん検診時骨密度測定者の問診票（R2ｺﾏﾝﾄ休止R3終了）	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
推進		改善・見直し		女性のQOL（生活の質）の向上と早世予防を促進することは子どもと家族の健康にもつながる。乳幼児健診や健康づくり全般の普及啓発の中で、また、日常の保健師活動で生涯を通じた女性の健康支援を実施する。				

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
賃金	検査技師等	3,626	報償費	検査技師等	98	報償費	不妊症等に関する講演会	211
需用費	消耗品等	543	需用費	骨密度測定機器消耗品等	135	需用費	リーフレット購入	159
役務費	20歳女性健康パンフ送付	86	役務費	20歳女性健康パンフ送付	85	役務費	講師依頼郵送料	1
委託料	骨密度測定器保守委託	92	委託料	骨密度測定器保守委託	94	委託料	骨密度測定器保守委託	94
						使用料	会場使用料	39

備考	物件費としては、普及啓発用の消耗品費等に135千円、パンフレット送付郵送料に85千円、骨密度測定器の保守委託に94千円となっている。
問題点・課題	「子育て世代包括支援センター」としての取り組みも踏まえ、女性の各世代の健康課題にそった情報等を提供するために、各事業、及び教育機関など関係機関との連携が必要である。また、男性の健康づくりを支援する取り組みにも注力していく必要がある。

問題点・課題の改善策									
	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容			令和2年度に実施した 改善内容および評価			令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	「第2期 荒川区子ども・子育て支援計画」を踏まえて、女性の健康づくりを支援する。			感染症流行のため、骨密度測定は休止したが、乳幼児健診や健康づくり全般の普及啓発の中で、女性の健康情報発信を行った。			日常の保健師活動で生涯を通じた女性の健康支援を実施する。		
②									
③									
他 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 22 区			未実施 0 区			不明 0 区）		
議 会 質 問 状 況									

事務事業分析シート（令和3年度）										No1	
事務事業コード		09-02-08			戦略プラン		☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名		医療援助			部課名		健康部健康推進課		課長名		
					担当者名		尾内・徳山		内線		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-01-01			医療援助						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業				
開始年度		昭和 45（ 1970 ）年度			根拠法令等		予防接種法、予防接種法施行令				
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度									
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市							
		政策		01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現							
		施策		02 健康危機管理体制の整備							
目的		予防接種を受けた者が疾病に罹り、障害の状態となり、または死亡した場合において、給付を行うことにより救済することを目的とする。									
対象者等		予防接種法による定期予防接種及び臨時接種を受けたことによる疾病について医療を受けるもの等									
内容		予防接種法による救済措置として給付するものは次のとおりである。 ・医療費及び医療手当：予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者 ・障害児養育年金：予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18未満の者を養育する者 ・障害年金：予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者 ・死亡一時金（A類疾病、新型コロナワクチン）・遺族年金（B類疾病）・遺族一時金（B類疾病）：予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族 ・葬祭料：予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者 区が請求を受け付け、調査委員会を設置して必要な調査を行い、都を通じて国に進達する。国の審査会で審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付対象となる。									
経過		・予防接種による健康被害を受けた人を救済する制度は、昭和45年に国の暫定制度として発足し、正式には、昭和52年に予防接種健康被害制度としてスタートした。 ・平成6年の予防接種法改正において、障害年金者が在宅の場合における介護加算が追加された。 ・番号法の施行に伴い、各請求書の記載事項に個人番号が追加された。 ・令和元年度に、予防接種健康被害調査委員会を初めて開催した。									
必要性		予防接種による健康被害の救済措置は法に基づく事務であり必要不可欠である。									
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 健康被害による年金受給者（障害年金2級1人）に対して年4回口座振込みにより、年金を支給する。健康被害認定者に対して、医療費・医療手当の申請の都度、口座振り込みにより支給する。									
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明		
				30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)			
	①	支給件数	1	1	3	2	1	令和元年度に初受理（累計2件）			
	②	救済制度利用申請件数	0	1	1	1	0				
③											
事務事業の分類				分類についての説明・意見等							
3年度		4年度									
継続		継続									
				法に基づくため継続して実施する事業であり、予防接種による健康被害の救済に直接関わるものである。							

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	0	6,851	6,851	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	3,187	3,609	422
		扶助費	4,188	4,750	562		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	62	62	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	3,187	3,609	422
		賞与・退職給与引当金繰入額	0	1,276	1,276		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,063	▲ 9,330	▲ 8,267
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	4,250	12,939	8,689		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,063	▲ 9,330	▲ 8,267
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,063	▲ 9,330	▲ 8,267		

行政費用は、扶助費に年金等支給として4,750千円、補助費は予防接種健康被害調査委員会委員謝礼に62千円かかっている。行政収入は都支出金3／4の補助率で収入があった。

問題点	新型コロナワクチンの推進により発生した副反応については、東京都が設置している副反応の相談ダイヤルを区報等で案内しているが、今後、救済制度利用申請が発生した場合の事務処理体制を構築する必要がある。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	予防接種健康被害の相談及び手続等の対応を行う	予防接種健康被害の相談から医療手当等支給の対応を行った	新型コロナワクチンの救済制度申請が発生した場合の事務処理体制を構築する。
②			
③			

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	-----	----	---	-----	---	---	----	---	----

区の実
施状況

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-02-09		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	予防接種費		部課名	健康部健康推進課		課長名	森田	
			担当者名	尾内・東膳		内線	433	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-01-02	予防接種費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 23	（ 1948 ）	年度	根拠	予防接種法、予防接種法施行令			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02	健康危機管理体制の整備					
目的	感染症の発生及びまん延を予防するとともに、安全に予防接種が実施される体制を整える。							
対象者等	・ 定期予防接種：法令に基づいた年齢の者 ・ 任意予防接種：要綱に基づいた年齢の者							
内容	・ 定期予防接種：ヒブワクチン、小児用肺炎球菌、BCG（結核）、四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）、急性灰白髄炎（ポリオ）、日本脳炎、二種混合（ジフテリア・破傷風）、麻しん風しん混合及び単抗原、水痘（みずぼうそう）、B型肝炎、子宮頸がん、高齢者インフルエンザ（65歳以上、一部60歳以上）、高齢者肺炎球菌（65・70・75・80・85・90・95・100歳で未接種、一部60歳以上）、風しん第5期を平成31年度から3か年の時限実施、ロタワクチンを令和2年10月から定期接種化 ・ 任意予防接種：流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、麻しん風しん特別対策（定期予防接種未接種者対象）、BCG特別対策（定期予防接種未接種者対象）、風しん（19歳以上の妊娠希望の女性及び同居者、風しん抗体価の低い妊婦の同居者）の抗体検査及び予防接種（接種者及び既往歴者を除く） 平成28年10月からのB型肝炎の定期接種化に先行して、平成28年6～9月までの間、任意接種助成を実施							
経過	・ 定期予防接種：予防接種法及び予防接種法施行令に基づく、予防接種を実施。（平成6年10月から義務接種から勧奨接種に変更） ・ 任意予防接種：平成21年度からヒブの助成を開始。平成22年度から流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・水痘（みずぼうそう）の助成を開始。平成23年度からは小児用肺炎球菌、子宮頸がん、高齢者肺炎球菌の助成を開始。平成25年3月14日から19歳から49歳以下の区民に対し、風しん予防接種の全額助成を開始。平成26年から19歳以上の妊娠希望の女性及び同居者、妊婦の同居者に対して、風しん抗体検査及び予防接種の助成を開始。平成26年から麻しん風しん特別対策、BCG特別対策の助成を開始。（平成25年4月から、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がんが定期予防接種となった。また、平成26年10月から水痘・高齢者肺炎球菌が定期予防接種となった。）B型肝炎について、平成28年6～9月までの間、任意接種助成を実施。平成28年4月から、子どもの定期接種における里帰り等の償還払い制度を開始。平成31年4月から風しん第5期を開始。							
必要性	感染症の予防・まん延防止のため、予防接種は必要不可欠である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 各種予防接種業務委託 （一社）荒川区医師会及び医師会非加入の区内協力医療機関に委託							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	麻しん風しん（第Ⅰ期 荒川区） 接種率（%）	99.7	105.0	87.2	100	100.0	実施人員／対象人員 ※国の目標95%以上
	②	麻しん風しん（第Ⅰ期 東京都） 接種率（%）	97.8	96.4	-	-	-	対象年齢：1歳
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続		法に基づく必須事業であり、感染症の発生を予防するため継続して実施する。				

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		585,415	635,882	703,121	663,150	721,114	842,050	776,371
決算額（3年度は見込み）		572,633	602,969	650,333	620,620	650,644	830,346	776,371
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	定期予防接種等	65,019	67,736	73,496	75,884	81,202	93,014	90,568
	任意予防接種等	2,505	3,588	2,505	4,531	3,023	2,771	2,915

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	接種予診票	1,438	需用費	接種予診票	1,529	需用費	接種予診票	2,347
役務費	通知用郵便料	5,557	郵送料	通知用郵便料等	6,131	郵送料	通知用郵便料等	7,661
委託料	予防接種委託料等	633,538	手数料	データ入力等事務労働者派遣	2,786	手数料	データ入力等事務労働者派遣	3,304
負担金補助等	予防接種償還払い	5,643	委託料	予防接種委託料等	805,814	委託料	予防接種委託料等	753,405
償還金	国庫支出金等返還金	4,468	負担金補助等	予防接種償還払い	8,166	負担金補助等	予防接種償還払い	9,654
			償還金	国庫支出金等返還金	5,920			

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	13,312	13,702	390	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	640,533	816,260	175,727		国庫支出金	14,709	35,172	20,463
		維持補修費	0	0	0		都支出金	8,205	87,572	79,367
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	10,111	14,086	3,975		使用料及び手数料	4	2	▲ 2
		減価償却費	0	0	0		その他	55,034	66,364	11,330
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	77,952	189,110	111,158
		賞与・退職給与引当金繰入額	1,108	2,553	1,445		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 587,112	▲ 657,491	▲ 70,379
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	665,064	846,601	181,537		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 587,112	▲ 657,491	▲ 70,379
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 587,112	▲ 657,491	▲ 70,379		

備考	行政費用はほぼ物件費で占めており予防接種費用の委託料であった。 行政収入のうち国庫支出金は風しんの抗体検査費用・都支出金は風しん予防接種費用のそれぞれ補助率 1 / 2 で任意事業にかかるものであった。その他は定期予防接種の相互乗入収入分である。
----	--

令和元年度より開始した風しん第5期の実施と周知が必要である。
感染症のまん延を防ぎ、区民の健康を守るためには、予防接種についての正しい知識を広め、高い接種率を維持することが求められている。

問題点・課題の改善策

令和2年度に取り組む 具体的な改善内容				令和2年度に実施した 改善内容および評価				令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	風しん第5期クーポン券の使用期限が国により延長されるため対応を行う。			風しん第5期クーポン券の使用期限が国により延長されるため対応を行った。				風しん第5期クーポン券の使用期限を、令和4年2月末期限とする対応を行う。			
②	高齢者肺炎球菌の経過措置の対象者個別通知を行うとともに、引き続きホームページ等で周知を図る。			高齢者肺炎球菌の経過措置の対象者個別通知を行うとともに、引き続きホームページ等で周知を図った。				高齢者肺炎球菌の経過措置の対象者個別通知を行うとともに、東京都の補助金を活用した接種費用の助成を行う。			
③	風しん第5期の対象者のうち個別通知が未通知の区民に対し、個別通知を行うとともに、引き続きホームページ等で周知を図る。			風しん第5期、令和2年度個別通知対象者に郵送するとともに、前年度抗体検査未実施者に勧奨ハガキを送付する等周知した。				風しん第5期の最終年度に向けて、引き続きホームページ等で周知を図る。			
他 状況 の実	(実施 22 区			未実施 0 区 不明				0 区)			
況 (要 質 問 状	平成30年度2月会議 令和元年度6月会議 令和元年度2月会議 令和元年度2月会議			子どものインフルエンザ接種費用助成について 子宮頸がんの撲滅に向けた取組について（子宮頸がんワクチン） 風しん第5期の接種率向上について（啓発の強化） 子宮頸がん予防ワクチンのリーフレット個別送付について							

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-02-10		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	栄養相談活動		部課名	健康部健康推進課		課長名	森田	
			担当者名	野地		内線	423	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-01-01		栄養相談活動					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 50	（ 1975 ）	年度	根拠	健康増進法第17条、第18条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	01	青壮年期の健康増進					
目的	生活習慣病等を予防するための食生活について具体的な方法を示し、一人ひとりの健康づくりを推進する。							
対象者等	栄養相談を希望する区内在住・在勤者							
内容	生活習慣病予防の食事や妊産婦の食事、離乳食、幼児食について栄養相談を希望するあらゆる世代の区民に対して個別に実施する。またひろば館や町会、地区組織等の団体から依頼を受けて栄養講習会を実施し、栄養に関する正しい知識の普及を図る。更に家庭のみそ汁塩分濃度測定（母親学級でも実施）を希望者に実施し、減塩の必要性を推進する。							
経過	・ 昭和58年度：誕生日健診開始（適正な塩分濃度のみそ汁を試飲） ・ 平成13年度：栄養教室を病態別教室と高齢者別に分けて実施 ・ 平成15年度：病態別教室は健康教室に組み替えて実施 ・ 平成18年度：健康教室は地域ぐるみ健康づくり推進事業の子育て支援サポーター養成講座として実施 ・ 平成20年度：誕生日健診終了 あらかわN0！メタボチャレンジャー事業を開始し、家庭のみそ汁塩分濃度測定を実施 ・ 平成24年度：35-39健診を開始し、家庭のみそ汁塩分濃度測定を実施 ・ 平成28年度：35-39健診でのみそ汁塩分濃度測定を変更し、適正な濃度のみそ汁を試飲							
必要性	栄養相談活動は区民の健康づくりを推進する上で重要な役割があり、また生活習慣病を食生活の面から予防するうえでも必要な事業である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 栄養相談は予約制で行うが、電話や来所により随時必要に応じて対応している。講習会は団体からの依頼により実施する。また家庭のみそ汁塩分濃度測定は指定日及び母親学級等で測定する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	栄養相談（予約・電話等）	104	85	144	100	100	成人の個別相談実績 (20歳未満含む)
	②	栄養相談（来所・電話等）	104	132	191	100	100	乳幼児の個別相談実績 (妊産婦を含む)
③	みそ汁測定（母親学級含む）	211	217	0	250	250		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
推進	推進	区民の健康増進を図るため、食生活の面から支援するうえに必要な事業として推進する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	1,024	1,226	202	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	138	136	▲ 2		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	18	17	▲ 1
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	18	17	▲ 1
		賞与・退職給与引当金繰入額	85	228	143		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,229	▲ 1,573	▲ 344
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		1,247	1,590	343	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 1,229	▲ 1,573	▲ 344
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 1,229	▲ 1,573	▲ 344

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	令和2年度から食塩摂取目標量が男女とも0.5g下がるため引き続き減塩の取組みを実施していく。	コロナ禍で実施事業が減少したが減塩に関するリーフレット配布、栄養成分表示の活用についてケーブルテレビで周知した。	健康情報提供店等を利用したリーフレットの配布に加えて、各種SNS等を利用し減塩と野菜摂取の普及啓発を行う。
②	健康づくりを支援するために野菜摂取量の増加を各事業等で普及啓発していく。	コロナ禍で実施事業が減少したがリーフレットの配布、おうちde満点による野菜料理等のレシピをホームページに掲載した。	電話や来所などの個別相談の機会をとらえ、相談者だけでなく家族の健康にも必要に応じて相談に応じていく。
③			

他区の実
施状況

議 会 質 問 状
況（要旨）

平成28年度2月会議 アレルギー対策について

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-02-11		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	成人歯科健康診査		部課名	健康部健康推進課		課長名	森田	
			担当者名	高橋		内線	423	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-02-03	成人歯科健康診査					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 17	（ 2005 ）	年度	根拠	健康増進法第17条第1項、第19条の2			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	母子保健法第13条			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市						
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
	施策	01 青壮年期の健康増進						
目的	成人歯科保健対策として生活習慣病の一つである歯周病を予防し、区民の口腔の健康保持および歯の喪失を防ぐ。また、妊婦歯科健康診査を通じて、妊婦本人と出生前からの子どもの歯科保健に関する知識を高め、かかりつけ歯科医を推進する。							
対象者等	当該年度に40・45・50・55・60・65・70歳を迎える区民および妊娠中の区民							
内容	1 実施場所 区内協力歯科医療機関							
	2 実施方法 (1) 勧奨通知 40・45・50・55・60・65・70歳を迎える区民には誕生月の前々月に送付する「がん検診のお知らせ」に受診券を同封 妊婦には妊娠届出の際に交付する「母と子の保健バッグ」に受診券を同封 (2) 受診方法 「受診券」を（妊婦は「母子健康手帳」を併せて）持参し、区内協力歯科医療機関を予約の上、受診する。							
	3 健診内容 ①問診、②口腔内診査（歯周病診査を含む）、③個別保健指導							
経過	平成 7年度	誕生日健診時に40・45歳を対象に成人歯科健診を実施						
	平成17年度	誕生日健診で歯周疾患事業として対象年齢拡大し40・50・60歳は直営、70歳は委託で実施						
	平成20年度	直営・委託併用方式とし、受診方法は区民の選択制で実施						
	平成21年度	対象年齢を拡大し40・45・50・55・60・65・70歳に実施						
	平成30年度	対象者に妊婦を加えて実施						
	令和 2年度	直営実施は4月3日より新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時休止						
	令和 3年度	直営・委託併用から全委託として実施						
必要性	40・50・60・70歳は健康増進法に基づくものである。妊娠中の歯周病は低体重児出産や早産に影響があるという報告もあり、区民ニーズの高い事業でもあるため実施する必要がある。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
	荒川区歯科医師会委託(成人歯科健康診査に関する業務委託¥9,427,110)							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	かかりつけ歯科医がある者の割合	67.2	68.1	67.3		71.6	
	②	かかりつけ歯科医で定期健診等を受けている者の割合	41.6	44.1	39.9		49.9	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
改善・見直し		継続		区民の利便性を高め、かかりつけ歯科医を推進するために、実施方法について直営と委託の併用から全委託とした。				

(単位：千円)

備	物件費の内訳は委託料が6,279千円と95.6%を占めており、残りは歯科医師・歯科衛生士の報償費と消耗品等で構成されている。
---	--

問題点・課題	令和2年度の成人歯科健康診査結果によると口腔状態の健康な者は8.9%、要指導者は21.4%、う蝕や歯周病で受診が必要な者は69.6%と口腔状態を改善する必要がある者が非常に多い。 歯周病は生活習慣病であり、糖尿病の6番目の合併症でもある。生涯にわたり健康を維持するためにはかかりつけ歯科医をもつことは重要である。健診や口腔衛生指導をきっかけに、適切なセルフケアとかかりつけ歯科での定期健診や予防処置を受けることの大切さを啓発していく。
--------	---

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	かかりつけ歯科医の推進に向けて引き続き取り組む。	区民の利便性を高め、かかりつけ歯科医の推進につなげていくために、全面委託化について検討した。	荒川区健康増進計画の改訂に向け、課題を抽出する。
②			マイナポータルを介した、自治体検診情報の提供に係る電子フォーマットへの対応を図る。
③			

他 施 区 状 況 の 実 施	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	健康増進法に基づく40・50・60・70歳以外の対象年齢は各区で異なる。 妊婦を対象とした歯科健診診査は直営2区、委託18区、直営委託併用2区で実施されている。 (令和2年11月発行「東京の歯科保健」より)

議 會 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	
--	--

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-02-12		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	糖尿病対策推進事業		部課名	健康部健康推進課		課長名	森田	
			担当者名	村山		内線	432	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-06-01	糖尿病対策推進事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 24	（ 2012 ）	年度	根拠	健康増進法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	01	青壮年期の健康増進					
目的	糖尿病境界域にある人の発症予防と、発症早期から治療や生活習慣改善により、糖尿病合併症を予防し、区民のQOL（生活の質）の向上を図ることを目的とする。							
対象者等	区内在住・在勤者、関係医療機関・歯科診療所及び薬局薬店							
内容	1 行政と医療機関が連携し、糖尿病対策協議会を設置して、地域連携推進体制を構築する。 2 糖尿病予防講演会の実施、区報糖尿病特集面発行などにより、糖尿病への理解と血糖をコントロールする意義について普及啓発を図る。 3 病院、診療所、歯科医院、薬局を対象に研修会実施：連携推進を目的に実施する。また、糖尿病の疑いや糖尿病の方を対象とした生活指導・栄養指導・運動指導を行っている。							
経過	1 H24年度：医師会・歯科医師会・薬剤師会を対象に区内医療機関等における糖尿病に関する実態把握を目的とするアンケート調査を実施。以下毎年、糖尿病協議会、区民向け糖尿病講演会、医療従事者向け糖尿病研修会を開催。 2 H25年度：医療機関からの紹介による栄養相談を月2回実施。 3 H26年度：区内の糖尿病治療に関連する情報やサービスを集約した血糖コントロールガイド作成 4 H28年度：糖尿病栄養相談の土曜日開始。 5 H29年度：糖尿病と高血圧の普及啓発冊子、野菜摂取普及啓発グッズ（店舗：ステッカー、区民：キーホルダー）の作成。 6 R元年度：区報特集面「歯みがきで体も心も健康に」掲載、糖尿病予防講演会を「目からウロコの間食生活」をテーマに開催、糖尿病対策医療連携推進研修会を「糖尿病と歯の健康～多職種連携の重要な役割～」をテーマに開催							
必要性	糖尿病は、健診で高血糖であっても放置されていたり、治療中断が多い一方、合併症による透析や失明、要介護状態に至ることが多い病気である。保健予防課の「特定健診」や国保年金課の「糖尿病重症化予防事業」等と連携して、医療費や介護給付費の抑制を図る必要性が高い事業である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	糖尿病の疑いのある人の割合〔男性〕（%）	33.7	32.2	31.9	30.0	28	特定健診（結果）
	②	糖尿病の疑いのある人の割合〔女性〕（%）	26.4	25.0	23.0	22.0	20	特定健診（結果）
③	高血圧の人の割合〔男性〕（%）	72.3	73.1	74.6	73.0	68	特定健診（結果）	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
重点的に推進		重点的に推進		糖尿病の発症予防や重症化予防を普及啓発し、重症化予防のシステムを推進していくことは、生活の質の向上及び医療費抑制の観点から優先度が高い事業である。国保年金課事業等と連携して重点的に推進する。				

予算・決算額等の推移			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額			1,474	1,411	3,569	1,455	831	677	517
決算額（3年度は見込み）			1,320	1,292	2,230	502	432	22	517
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	糖尿病予防講演会参加者数（人）		68	70	45	54	60	0	50
予算・決算の内訳									
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
賃金	栄養士雇上	229	報償費	委員謝礼等	0	報償費	委員謝礼等	469	
報償費	委員謝礼等	188	需用費	講演会消耗品等	21	需用費	講演会消耗品等	32	
需用費	講演会消耗品等	1	役務費	栄養指導用郵便料	1	役務費	栄養指導用郵便料	16	
役務費	栄養指導用郵便料	14							

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	4,295	2,308	▲ 1,987	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	244	22	▲ 222		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	188	0	▲ 188		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
		賞与・退職給与と引当金繰入額	357	430	73	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,084	▲ 2,760	2,324	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	5,084	2,760	▲ 2,324	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,084	▲ 2,760	2,324	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 5,084	▲ 2,760	2,324		

備考

問題点・課題

物件費の内訳は、消耗品購入に21千円、郵便料に1千円となっている。

自覚症状がでにくい糖尿病の予防、及び早期発見、早期治療、重症化予防ができるように、糖尿病に関する正しい知識の普及啓発を継続的に行っていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	感染症流行期中、感染症予防と関連させて糖尿病予防の普及啓発を図る。（糖尿病は、感染症が重症化する基礎疾患の1つ）	感染症流行のため、講演会は開催が出来なかったため、区HPにクイズ形式のコラム掲載や健康情報提供店における普及啓発を行った。	感染症流行の状況を鑑みて、講演会及び区HP、SNSなどで普及啓発活動を実施する。
②			
③			
他 施 区 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 22 区 二次保健医療圏ごとに実施	未実施 0 区 不明	0 区）
況 議 会 （ 要 旨 ）	平成29年度2月会議 糖尿病対策について		

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード		09-02-13		戦略プラン		☐ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		母親学級・両親学級		部課名		健康部健康推進課		課長名		森田			
				担当者名		伊豫		内線		433			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-01-01		母親学級・両親学級									
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業					
開始年度		昭和 23（ 1948 ）年度		根拠		母子保健法第9条、第10条							
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等									
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☒ 計画		☐ 非計画	
行政評価 事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市							
		政策		03		子育てしやすいまちの形成							
		施策		05		親子の健康推進							
目的		妊娠・出産・育児についての知識と技術の習得を図り、先の見通しを持って育児に臨めるように支援を行う。両親学級では、講義や体験実習等をとおして、出産後間もない頃の生活や夫婦の役割、育児の協力についての理解を促す。 集団教育を通して、仲間づくりを促し、孤立化を防ぐ。											
対象者等		妊婦及びその家族（母親学級については、主に初妊婦を対象）											
内容		・母親学級…年12回・毎月1回・4日間コース。妊娠・出産・育児に関する正しい知識を習得し、母親としての自覚を持てるようなプログラムを実施している。また、受講から6か月後に集まる会を開催し、グループづくりを支援し、母子の孤立化防止に向けて働きかけている。（職種：助産師、保健師、栄養士、歯科衛生士、臨床心理士） ・両親学級…年16回・休日月1～2回・半日コース。男性の心理士による夫婦のコミュニケーションについての講話、助産師による沐浴実習、オムツ替えと着替え体験、妊婦体験ジャケット着用を通して学習するプログラムを実施している。子を迎える夫婦の育児能力の向上と協力に向けて働きかけている。（職種：助産師、保健師、臨床心理士）											
経過		・平成12年度より、保健所に業務を集中化したことから、母親学級12回、両親学級8回を保健所で実施した。同時に子育て支援強化のため、講師を変更した（産科医と歯科医を心理相談員に変更）。 ・平成14年度より毎月の母親学級3回目を両親学級の内容に合わせ、休日の両親学級を6回にした。 ・平成19年度より両親学級年6回から月1回（年12回）開催とした。 ・平成24年度より両親学級を年4回（午前）増加し、年16回開催。開催時間を30分短縮して、2時間30分とする。 ・平成31年度よりゆりかごプランによる支援の一環として位置付けた。 ・令和2年3月より新型コロナウイルス感染拡大予防のため、母親学級・両親学級を休止している。 ・令和2年4月より代替としてゆりかご面接時に初産婦の方に、母親学級・両親学級のテキスト配布、ホームページを充実し妊娠期に関する情報提供を開始した。 ・両親学級の一部を動画撮影し、ケーブルテレビ、ホームページで掲載予定である。											
必要性		核家族化が進む中、妊娠や分娩、育児に関する知識の習得やグループ作りを支援していく予防的な働きかけによって、育児期のトラブルの未然防止が図られる。											
実施方法		（1直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員）											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)					
	①	母親学級参加延人数	621	738	0	453	1,200	3年度(見込み)は30～2年度の平均					
	②	両親学級参加延人数	820	866	0	562	960	3年度(見込み)は30～2年度の平均					
③	両親学級で不安を軽減できた割合	94.4	96.6	0	63.6	100.0	最終日アンケートより。3年度(見込)は30～2年度の平均						
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
3年度		4年度											
重点的に推進		重点的に推進		地域で孤立せず、妊娠・出産・育児期のトラブルを未然に防止するため欠かせない事業であるため、重点的に推進する。									

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		1,167	1,299	1,211	1,224	1,294	1,310	1,638
決算額（3年度は見込み）		1,126	1,237	1,137	1,145	1,119	416	1,638
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	母親学級回数	48	48	48	48	44	0	0
	母親学級参加延人数	905	854	859	621	738	1200	0
	両親学級回数	16	16	16	16	15	16	48
	両親学級参加延人数	879	882	851	820	866	960	288

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師謝礼	772	報償費	講師謝礼	46	報償費	講師謝礼	1,041
需用費	調理材料費テキスト代	266	需用費	調理材料費テキスト代	273	需用費	調理材料費テキスト代	514
備品購入費	沐浴人形	81	備品購入費	沐浴人形	97	備品購入費	沐浴人形	83

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			元年度	2年度	差額	勘定科目			元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	7,252	2,163	▲ 5,089	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	347	370	23		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	772	46	▲ 726		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0		
		賞与・退職給与と引当金繰入額	603	403	▲ 200		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 8,974	▲ 2,982	5,992		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)	8,974	2,982	▲ 5,992	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 8,974	▲ 2,982	5,992				
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 8,974	▲ 2,982	5,992				

備考

物件費の内訳は、需要費が273千円、備品購入費が97千円であった。

問題点・課題

- ・就労妊婦の方が受講しやすい体制を検討する必要がある。
- ・感染予防を行いながら実施できるよう、実施体制を検討していく。
- ・母親学級・両親学級休止に伴い、沐浴等の体験の機会がなく、妊娠・出産・育児に不安を抱く方が増加している。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	新型コロナウイルス感染症の流行で 受講できなかった方へ、情報提供を ホームページ等を活用し行う。	ホームページを整理し、副読本の内 容と沐浴動画を掲載した。	新型コロナウイルス感染症拡大防 止のため、母親・両親学級を一本 化し人数を減らして実施する。
②		両親学級の一部を撮影し、ケーブル テレビ・ホームページに掲載した。	ホームページの掲載内容につい て、ゆりかご面接の機会や電子母 子手帳『母子モ』等を活用し周知 を行う。
③		ゆりかご面接で初産婦の方に母親学 級・両親学級のテキストを配布し た。	感染予防を考慮した体験型の母親 学級・両親学級を再開していく。

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	平成22年2定 暴力の連鎖を食い止める環境づくりや虐待予防のための保護者に対する育児支援の積極的な取組みの必要性 平成28年度2月会議 母親の孤立を防ぐための父親の育児参加への支援

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-02-14		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	妊産婦健康診査		部課名	健康部健康推進課		課長名	森田	
			担当者名	飯塚		内線	433	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-01-02		妊産婦健康診査					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 44（ 1969 ）年度	根拠	母子保健法第10・13条					
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）年度	法令等					
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	05	親子の健康推進					
目的	母子保健法第13条の規定により、妊婦の健康診査を実施し、その健康管理に努める。 流・早産、妊娠高血圧症候群、子宮内胎児発育遅延の防止等の母・児の安全確保を図る。 経済的理由により保健指導を受け難い妊産婦に対して必要な保健指導を受けられる機会を設ける。							
対象者等	区に妊娠届出をした妊婦で、区内に居住している者 他自治体で母子手帳の交付を受け、区内に居住している妊婦で申出のあった者 生活保護法による被保護世帯、又は区民税非課税世帯等で現在区内に居住する者							
内容	妊婦健康診査受診に係る費用を一部助成する。（妊婦健診14回、超音波検査1回、子宮頸がん検診1回） 【受診票による妊婦健康診査】 【里帰り出産等妊婦健康診査の費用助成】 【保健指導票による費用助成】							
経過	・平成9年4月健診分から支払い事務を東京都国民健康保険団体連合会に委託。 ・平成15年度に、乳児健診時に実施していた産婦検診（胸部X線、検尿、血圧等）を廃止。 ・平成20年度から、妊婦健康診査の公費負担を2回から14回に拡大。里帰り出産等妊婦健康診査費用の助成及び妊婦健康診査の経過措置助成（平成21年3月31日終了）を開始。 ・平成21年度から、超音波検査に係る公費負担の年齢制限（35歳以上）を廃止。 ・平成23年度から、H T L V－1 検査（1回）の公費負担を開始。 ・平成25年度から、妊婦健康診査全14回分が普通交付税措置により一般財源化。 ・平成28年度から、妊婦子宮頸がん検診（1回）およびH I V 抗体検査（1回）の公費負担を開始。 ・平成29年度から、C型肝炎検査を「1回目」に変更。 ・平成31年度から、ゆりかごプランによる支援の一環として位置付けた。 ・令和2年度から、里帰り要件を緩和。							
必要性	流・早産、妊娠高血圧症候群等を予防する等、身体面の安全を確保するほか、医療従事者のメンタル支援等の機会ともなるため、年々重要性が増している。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 健診を都医師会、支払事務を東京都国保連合会に委託し、都内の協力医療機関にて実施。（妊婦・乳児健康診査等委託料の審査及び支払事務等に関する委託契約他）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	妊婦健診受診率	88.4	88.5	86.9	87.9	100	受診者／対象者
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
重点的に推進		重点的に推進	流・早産、妊娠高血圧症候群等を予防し、安全に妊娠、出産を迎えるため欠かせない事業である。周産期うつ予防を図るためにも、重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		150,071	158,508	163,769	162,371	147,497	144,229	145,517
決算額（3年度は見込み）		139,462	146,394	146,431	136,931	138,977	133,728	145,517
実績の推移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	受診結果把握数 1 回目	1,949	1,996	1,851	1,821	1,790	1,716	1,829
	受診結果把握数 2 回目以降（延）	19,189	19,240	18,799	17,465	18,033	17,036	18,156
	受診結果把握数（超音波）	1,711	1,570	1,578	1,525	1,577	1,553	1,571
	受診結果把握数（子宮頸がん）	-	1,695	1,754	1,739	1,690	1,473	1,739

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費、印刷製本費	10	需用費	消耗品費、印刷製本費	11	需用費	消耗品費、印刷製本費	11
役務費	助成金決定通知用	34	役務費	助成金決定通知用	34	役務費	助成金決定通知用	47
委託料	妊産婦健診委託料	128,522	委託料	妊産婦健診委託料	123,081	委託料	妊産婦健診委託料	130,162
負担金補助等	妊産婦健診助成金	10,411	負担金補助等	妊産婦健診助成金	10,603	負担金補助等	妊産婦健診助成金	15,297

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	683	1,082	399	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	128,567	123,125	▲ 5,442		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	10,411	10,603	192		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	57	202	145		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 139,718	▲ 135,012	4,706
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	139,718	135,012	▲ 4,706		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 139,718	▲ 135,012	4,706
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 139,718	▲ 135,012	4,706			

行政費用としては、物件費で減少が見られた。物件費の内訳としては、需要費が11千円、役務費が34千円、委託料（妊婦・乳児健康診査等委託料の審査及び支払事務等に関する委託契約他）が123,081千円である。

問題点・課題	1 委託の都合上、健診の結果が2ヶ月以上遅れて返信されているため、妊婦健診の受診結果については、充分活用出来ていない。 2 健診票からの把握とともに、特に支援が必要な妊婦については、随時医療機関や子ども家庭総合センターと総括的な連携体制が必要である。 3 妊産婦のメンタルヘルス問題を同時に対応できる医療機関が限られている。
--------	---

問題点・課題の改善策			
	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	母子保健システムに蓄積されたデータの分析や活用を行う。 また、関係機関との連携の継続・強化を図る。	蓄積されたデータの分析までには至っていない。 特定妊婦については、必要時医療機関との連携を行った。	平成31年度からの妊婦健診診査のデータを、次回の妊娠届出時に活用していく。
②			
③			

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

区の実施状況

況議 会	平成20年4定 妊産婦の受け入れ拒否等の問題を始め、周産期医療の充実を図り、安心して子どもを生むことができる環境を整備すること
---------	---

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-02-15		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	乳幼児健診（4か月児）		部課名	健康部健康推進課		課長名	森田	
			担当者名	伊豫		内線	433	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-02-01		乳幼児健診（4か月児）					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 24（ 1949 ）	年度	根拠	母子保健法第13条				
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）年度	法令等					
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	05	親子の健康推進					
目的	身体の発育がめざましく、また首がすわる等の発達上の指標のある3～4か月児を対象に健康診査を行い、疾病や障害を早期に発見し、早期治療・療育に結びつけるとともに、保健・栄養相談および指導などを行うことにより、保護者の育児不安の解消を図り、児童虐待の未然防止・早期発見にも努める。							
対象者等	生後3～4か月児							
内容	・問診、身体計測、診察により、体重増加等の身体発育面、首のすわり等の精神発達面、心音や股関節の状況等疾患の有無、皮膚の状況等を把握する。 ・養育状況の確認や産後うつや育児不安の早期発見と対応 ・集団方式＋個別相談 ・個別通知にて健診案内を行っている							
経過	・平成9年度から区が実施主体となった。 ・平成17年4月から、結核予防法改正によりツベルクリン反応検査が廃止され、直接BCG接種を行うことになった。これに伴い、2日制月2回の健診を1日制月3回に変更した。 ・平成25年度から予防接種施行令が改正され、BCGの標準的接種期間が「生後5か月以上8か月未満」に変更されたことに伴い、平成26年度より4か月児健診時に実施していたBCG予防接種を委託医療機関による個別接種に変更した。 ・平成28年度から、「健やか親子21（第2次）」において乳幼児健康診査での必須問診項目として設定された問診項目の一部について、「健やか親子21」アンケートとして実施。 ・令和元年度から母子保健システムを導入。 ・令和2年4月から事業を延期（集団方式）。6月から再開。対象者全員への電話相談とともに、先天性股関節脱臼等について、6か月児健診（委託）でのチェックを医師会に依頼した。							
必要性	法令に基づく事業であり、また、妊産婦や乳幼児等に対する切れ目ない支援の一環（子育て世代包括支援センター業務）として必須である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 受診率 受診者数／対象者数	97.6	96.7	91.1	95.1	100.0	3年度(見込み)は30～2年度の平均	
	②							
	③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
推進	推進	法定事業であり、また、妊娠期から子育て期の総合的な切れ目のない支援、生涯の健康づくりの起点となる事業であるため、推進する。						

(単位：千円)備考

問題点・課題

- ・受診率の維持・向上
- ・外国籍の家庭や育児支援が必要な家庭が増加傾向にあり、問診の場などにおける言語的な課題がある。
- ・母子保健システムの稼働に当たり、健診の運営が適切に行えるよう体制を整備する必要がある。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行により、健診の延期があった。
- ・感染症予防の観点から会場の見直しや人数制限による回数増が必要である。
- ・感染症流行により里帰りや長期化しており時期の延期や未来所が増加している。

問題点・課題の改善策

施狀況

(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
-----	----	---	-----	---	---	----	---	----

議題	平成31年度 6月会議 乳幼児健診の環境整備と拡充について
----	-------------------------------

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-02-16		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	乳幼児健診（1歳6か月児）		部課名	健康部健康推進課		課長名	森田	
			担当者名	伊豫		内線	433	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-02-02		乳幼児健診（1歳6か月児）					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 52	（ 1977 ）	年度	根拠	母子保健法第12条、厚生省児童家庭局通知			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	05	親子の健康推進					
目的	幼児に対する健康診査と保護者に対する適切な保健指導を行うことにより、幼児の健康の保持・増進に努め、児童虐待面の未然防止・早期発見を図るとともに、発達障害の早期発見と保護者の育児不安の解消を図る。							
対象者等	1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児							
内容	・ 問診、身体計測、内科診察、歯科診察により、体重増加等の身体発育面、歩行や言語等の精神発達面、疾病及び異常の早期発見による心身障害の進行の未然防止を行う。 ・ 歯科、栄養についての集団指導および個別相談を実施 ・ 養育状況の確認や育児不安・養育困難等のサインを早期に発見し、支援していくための個別相談を行っている。 ・ 心理面や日常生活習慣等の問題点について相談を受ける。 ・ 集団方式＋個別相談 ・ 個別通知にて健診案内を行っている							
経過	・ 昭和52年度から区市町村事業として開始。 ・ 平成14年度より年24回の実施のうち4回を休日に実施。 ・ 平成24年度から平日を年4回増やし、月2回の平日実施とする。土曜の年4回は予約制で実施。（年24回→年28回） ・ 平成27年度から問診票の内容を一部改訂。 ・ 平成28年度から「健やか親子21（第2次）」において乳幼児健康診査での必須問診項目として設定された問診項目の一部について、「健やか親子21」アンケートとして実施。 ・ 令和元年度から母子保健システムを導入。 ・ 令和2年4月から厚労省通知により事業を延期（集団方式）。7月から再開。ホームページ上で健診のチェックポイントを公開し、早目の相談を促している。							
必要性	法令に基づく事業であり、また、妊産婦や乳幼児等に対する切れ目ない支援の一環（子育て世代包括支援センター業務）として必須である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 受診率 受診者数／対象者数	94.3	94.0	97.9	95.4	100	3年度(見込み)は30～3年度の平均	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
推進	推進	法定事業であり、また、妊娠期から子育て期の総合的な切れ目のない支援、生涯の健康づくりの起点となる事業であるため、推進する。						

(単位：千円)問題点・課題

- ・受診率の維持・向上及び健診本来の目的であるスクリーニングと育児支援の質の向上を図ると共に、多様な生活状況にある子育て世代の区民のニーズに合った支援を行う必要がある。
- ・母子保健システムの導入により集計作業や未来所者管理等の業務が効率化された一方で、相談記録等の文字情報の管理について検討する必要がある。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	相談記録等の文字情報の管理方法や健診の実施体制等について検討することにより継続的かつ質の高い健診となるように努める。	母子保健システムを活用し、情報の入力方法や管理方法を随時検討したが、質の高い健診を行えるように引き続き検討が必要である。	母子保健システムを用いて集計作業をより効率的に行い、相談記録等の管理方法を検討し質の高い健診運営に努める。
②	三密を避け感染症予防の対策を徹底して健診を実施する。	三密を避けるために、換気・人数制限・配置・消毒を配慮した幼児健診を実施した。	三密を避け感染症予防の対策を徹底して健診を実施する。
③			

すべて直営しているのは当区を除き5区（品川・千代田・大田・中野・豊島）
歯科健診のみ直営で、内科健診は医師会に委託している区が多い。

議 決	平成31年度 6月会議 乳幼児健診の環境整備と拡充について
-----	-------------------------------

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-02-17		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	乳幼児健診（3歳児）		部課名	健康部健康推進課		課長名	森田	
			担当者名	伊豫		内線	433	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-02-03		乳幼児健診（3歳児）					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 36	（ 1961 ）	年度	根拠	母子保健法第12条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	05 親子の健康推進						
目的	身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に、総合的な健診を行い、疾病の早期発見のみならず、児の健やかな成長と保護者への育児支援を図り、児童虐待の未然防止と早期発見に努める。							
対象者等	満3歳を超え満4歳に達しない幼児							
内容	・ 問診、身体計測、内科診察、歯科診察により、身体発育・栄養状態、発育発達の評価と異常の有無、精神発達の状況、言語障害の有無、予防接種の実施状況等を把握する。 ・ 心理面や日常生活習慣等の問題点について相談を受ける。 ・ 視力検査 ・ 聴力検査 ・ 集団方式＋個別相談 ・ 個別通知にて健診案内を行っている。							
経過	・ 平成9年度から区が実施主体となった。 ・ 平成13年度に試行による休日健診を1回実施。 ・ 平成14年度から年21回のうち4回を休日に実施。 ・ 平成22年度から母親の骨密度測定を「女性の健康応援事業」へ組み替え。 ・ 平成24年度から平日を年4回増やし、月2回の平日実施とする。土曜の年4回は予約制で実施。（年24回→年28回） ・ 平成26年度から尿検査を実施。 ・ 平成28年度から厚生労働省指定の必須問診項目を「健やか親子21」アンケートとして実施。 ・ 令和元年度から母子保健システムを導入。 ・ 令和2年4月（2回目）から厚労省通知により事業を延期。4か月健診から順次再開予定。ホームページ上で健診のチェックポイントを公開し、早目の相談を促している。							
必要性	法令に基づく事業であり、また、妊産婦や乳幼児等に対する切れ目ない支援の一環（子育て世代包括支援センター業務）として必須である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 受診率 受診者数／対象者数	97.7	96.8	99.0	97.8	100.0	3年度(見込み)は30～2年度の平均	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
推進	推進	法定事業であり、また、妊娠期から子育て期の総合的な切れ目のない支援、生涯の健康づくりの起点となる事業であるため、推進する。						

(単位：千円)

問題点・課題

問題点・課題の改善策

施状況

況（要旨）

平成30年度 2月会議	三歳児健診における眼科検査について
平成31年度 6月会議	乳幼児健診の環境整備と拡充について

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-02-18		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	乳幼児健診（6・9か月児）		部課名	健康部健康推進課		課長名	森田	
			担当者名	飯塚		内線	433	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-02-04		乳幼児健診（6・9か月児）					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 49	（ 1974 ）	年度	根拠	母子保健法第13条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☒ 計画	☐ 非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	05	親子の健康推進					
目的	生後6・7か月児及び9・10か月児の乳児に健康診査を行い、健全育成を図る。							
対象者等	荒川区に住所を有する生後6・7か月児及び9・10か月児の乳児							
内容	交付方法：4か月児健診受診時に6か月・9か月の受診票を交付。 受診方法：協力医療機関にて個別受診（東京都内の協力医療機関にて受診可能） 検査内容：問診・身体測定・診療により、体重増加等の身体発達面、生活リズム、運動発達・精神発達の状況、異常の有無、予防接種の実施状況等を把握							
経過	・平成9年度から区が実施主体となった。							
必要性	乳児期は、視聴覚や運動機能が急速に発達し、母子のコミュニケーションが密になるとともに、周囲との関わり合いが広がってくる時期である。そうした時期に行う健診は、乳児の健全な発育・発達と育児支援のため必要性が高い。							
実施方法	☐ 3委託 ☐ （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 乳児健康診査は、健診については都医師会、支払事務については東京都国保連合会に委託し、都内の協力医療機関にて実施。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	受診率（6か月）	97.1	91.0	86.7	91.6	95.0	受診者数／対象者数
	②	受診率（9か月）	95.7	88.2	85.5	89.8	95.0	受診者数／対象者数
	③						3年度（見込み）は30～2年度の平均	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続		法定事業であり、また、妊娠期から子育て期の総合的な切れ目のない支援、生涯の健康づくりの起点となる事業であるため、推進する。				

予算・決算額等の推移			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額			24,250	23,797	24,018	24,171	24,899	23,147	22,499
決算額（3年度は見込み）			22,725	23,093	22,827	22,163	21,466	21,944	22,499
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	受診者数（6か月）		1,724	1,743	1,687	1,643	1,591	1,481	1,657
	受信者数（9か月）		1,647	1,705	1,681	1,620	1,542	1,461	1,620
予算・決算の内訳									
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	受診票印刷	104	需用費	受診票印刷	101	需用費	受診票印刷	102	
委託料	健診委託料等	21,362	委託料	健診委託料等	21,843	委託料	健診委託料等	22,397	

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			元年度	2年度	差額	勘定科目			元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	683	1,082	399	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	21,466	21,944	478		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0		
		賞与・退職給与引当金繰入額	57	202	145		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 22,206	▲ 23,228	▲ 1,022		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)	22,206	23,228	1,022	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 22,206	▲ 23,228	▲ 1,022				
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 22,206	▲ 23,228	▲ 1,022				

借	物件費の内訳としては、需要費が101千円、委託料が21,843千円である。
---	---------------------------------------

問題点・課題	・平成29年度までは、直営である他の時期の乳幼児健康診査と比べ、受診率がやや低い数値で推移していたが、勧奨の結果、昨年度は受診率が向上した。今年度以降も受診率を維持、向上できるように、勧奨体制を整える必要がある。 ・健康診査受診後、結果の戻りに2か月程度要するため、地区担当がフォローを開始するまでに時間がかかる。他の乳幼児健康診査に比べ、受診率がやや低い数値で推移していたが、受診勧奨の結果、受診率は向上している。今後も受診率が向上にむけ受診勧奨の体制を整える。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	母子保健システムに蓄積されたデータを分析するとともに、より効率的・効果的な受診勧奨について検討を行う。	4か月健診で受診勧奨を行った。新型コロナウイルスの影響で4か月健診を未受診の児に対しては、本健康診査をきっかけに継続的なフォローを行った。	他事業やHP、母子保健システムを活用した勧奨体制を検討し、受診後、速やかに地区担当がフォローできる体制を整える。
②			
③			

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	-----	----	---	-----	---	---	----	---	----

区の実
施状況

議 決	平成31年度 6月会議 乳幼児健診の環境整備と拡充について
-----	-------------------------------

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-02-19		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	経過観察健診		部課名	健康部健康推進課		課長名	森田	
			担当者名	伊豫		内線	433	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-02-05		経過観察健診					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 58	（ 1983 ）	年度	根拠	母子保健法第13条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☒ 計画	☐ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	05	親子の健康推進					
目的	乳幼児健康診査の結果等で、要経過観察とされた者について、経過をみながら必要時、早期医療・早期療育につながるよう支援する。これにより、保護者に心理的、物理的負担をかけずに適切なフォローを行う。							
対象者等	乳幼児健康診査の結果等で、発育・発達・養育上、経過観察の必要な乳幼児							
内容	・身長、体重など身体発育に関するものおよび、精神・神経・運動など発達に関する所見について、小児科医、小児神経科医、臨床心理士、理学療法士の専門スタッフにより対応。 ・養育環境・生活習慣・食生活等の育児全般の相談・支援。 ・たんぽぽセンター等他の相談機関・専門機関へのコーディネート。							
経過	・平成9年度から区が実施主体となった。 ・平成12年度から発育、発達健診の充実のため、小児科・整形外科・小児神経科・理学療法を統合し、幅広い視点での子育て支援ができる体制とした。必要に応じ適切な専門機関での相談、受診を紹介する。 ・平成15年度から整形外科を廃止。 ・平成17年度から理学療法士を廃止。また、グループ指導「めだかタイム」開始。 ・平成22年度より「めだかタイム」をすくすくサポート事業へ組替え。 ・平成23年度より障害が固定する前に早期にリハビリテーションを行う目的で、理学療法を再開した。							
必要性	異常あるいは境界領域であっても、適切な育児や療育により、成長・発達に伴い改善するなど状態の変化が見られる。身近な地域で経過観察を行うことにより、保護者に心理的・経済的な負担等をかけずに適切なフォローを行うことができるとともに、保護者の支援の機会も得られる。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	受診率(経過観察)	85.3	89.3	90.4	88.3	100.0	受診者数／予約者数
	②	受診率(心理相談)	80.6	73.2	91.1	81.6	100.0	受診者数／予約者数
③							3年度（見込み）は30～2年度の平均	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続		法定事業であり、また、妊娠期から子育て期の総合的な切れ目のない支援、生涯の健康づくりの起点となる事業であるため、継続して実施する。				

(単位：千円)

備 考	物件費の内訳としては、需要費が12千円、役務費が27千円である。補助費等については、医師等の雇上げが1,351千円となっている。
--------	--

問題点	・「育てにくさ」を感じる保護者に寄り添う支援が求められている。「育てにくさ」は子どもの要因のみならず、親の要因、親子の関係性、環境要因などがあり、一人ひとりに対して丁寧な支援を行う必要がある。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から事業が休止になっている（集団方式）ため、今後の事業運営について検討する必要がある。
-----	---

問題点・課題の改善策

令和2年度に取り組む 具体的な改善内容				令和2年度に実施した 改善内容および評価				令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	事後の統計や支援の検討等に当たり、システムへの入力方法や記録用紙等を見直すことで事業の質の向上と能率化を図る。			母子保健システムによる集計・報告書類の作成ができるように、業者と相談し改善した。また記録用紙を改訂し事業の効率化を図った。				母子保健システムの集計報告の見直しを続け、業務の更なる効率化ができるように検討する。			
②	三密を避け感染症予防の対策を徹底する。			三密を避けるために、換気・人数制限・配置・消毒を徹底した健診を実施した。				三密を避け感染症予防の対策を徹底して健診を実施する。			
③											
他 施 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（ 実施 22 区			未実施 0 区 不明				0 区 ）			

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-02-20		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	乳幼児（精密）健診		部課名	健康部健康推進課		課長名	森田	
			担当者名	伊豫		内線	433	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-02-06		乳幼児（精密）健診					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 52	（ 1977 ）	年度	根拠	母子保健法第13条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☒ 計画	☐ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	05 親子の健康推進						
目的	荒川区において実施する乳児健康診査、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査等の結果、診断の確定のため精密検査を要する者について、専門的な診断ができる医療機関で精密検査を行い、診断の確定を行う。							
対象者等	荒川区内に居住し、乳児、1歳6か月児、3歳児の健康診査において、診断の確定のための精密検査を行う必要があると判断された者							
内容	交付方法：乳児精密は満1歳未満で2回以内交付 1歳6か月児精密は満2歳未満で交付回数の制限なし 3歳児精密は満4歳未満で交付回数の制限なし 受診方法：委託契約を締結した専門医療機関にて個別受診（東京都内） 検査内容：診断確定に必要な検査等で、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」に掲げる範囲で、入院を要する検査を除いたもの。							
経過	平成9年度より、3歳児精密検査が保険適用となり、自己負担分が公費負担となった。 平成21年度より、五者協（東京都・特別区・市・町村・東京都医師会）の協議によって、社保分の審査支払業務を東京都国民健康保険団体連合会から社会保険診療報酬支払基金へ変更した。							
必要性	健診の結果、疾病・異常が疑われる場合、診断を確定させ、早期に適切な事後指導や療育等必要なフォローを行うため精密検査の必要性は高い。							
実施方法	☐ 3委託（ ）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 乳児、1歳6か月児、3歳児精密は都内の契約医療機関にて個別受診							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	発見率（乳児）（％）	5.0	11.0	13.1	9.7	-	要精密者数/対象者数
	②	発見率（1歳6ヶ月児）（％）	4.3	5.6	4.9	4.9	-	要精密者数/対象者数
③	発見率（3歳児）（％）	15.0	23.2	15.1	17.7	-	要精密者数/対象者数	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続		継続	法定事業であり、また、妊娠期から子育て期の総合的な切れ目のない支援、生涯の健康づくりの起点となる事業であるため、継続して実施する。					

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	683	1,082	399	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	455	262	▲ 193		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与と引当金繰入額	57	202	145		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,195	▲ 1,546	▲ 351
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		1,195	1,546	351	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 1,195	▲ 1,546	▲ 351
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 1,195	▲ 1,546	▲ 351

備 考	物件費の内訳としては、需要費が24千円、委託料（精密健康診査費等の審査及び支払事務等に関する委託契約ほか）が238千円である。
--------	--

問題点	・発達段階に応じた異常を早期に発見できるようにする必要がある。 ・スクリーニングにより発見した異常所見について、早期の診断により適切な事後指導や療育等の必要なフォローへとつなげるために、受診から診断後のフォローまでの継続的な支援体制を構築する必要がある。 ・新型コロナウイルス感染症の流行により健診時期がずれ、異常所見の発見が遅れる可能性がある。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	対象者が早期に医療機関を受診することができるように、医療機関の予約状況等について継続して情報収集する。	医療機関に随時連絡し情報を収集した。受入れの可否等については、情報が変動的なので、引き続き確認していく必要がある。	対象者が早期に医療機関を受診することができるように、医療機関の予約状況等について継続して情報収集する。
②	健診時期が遅れている方に発達段階でのチェックポイントを周知し、異常がある際には保健所へ相談できるような体制を構築する。	健診延期の通知及びホームページに、発達についてのチェックポイントを掲載した。必要に応じて早めに経過観察を案内できた。	3歳児健診については、継続して健診延期の通知に発達段階でのチェックポイントを掲載し、相談に応じる。
③			

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

区の実況

議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	
--	--

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-02-21		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	妊産婦・新生児訪問		部課名	健康部健康推進課		課長名	森田	
			担当者名	青木		内線	433	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-02-07		妊産婦・新生児訪問					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 36	（ 1961 ）	年度	根拠	母子保健法第11・17・19条 児童福祉法6条-3、			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	子ども・子育て支援法第59条			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	05 親子の健康推進						
目的	妊産婦の日常生活、新生児の発育・栄養・生活環境等、育児上必要な事項について、家庭訪問した際に適切な助言をするとともに、育児不安や産後うつ症状の早期発見・早期対応を行う。							
対象者等	妊婦：妊娠届出や妊婦面接等により、妊娠中からの支援が必要と判断した特定妊婦等 産婦・新生児：生後4か月までの乳児と産婦（区内に里帰りしている者を含む）							
内容	保健師、助産師、会計年度任用職員（保健業務指導員）及び新生児訪問指導員（依頼助産師等）が訪問指導を行い、保護者の育児不安の軽減や孤立化を防ぐ。また、産後うつ、育児困難、多胎等、育児支援を要する母及び家族に対して、ゆりかごプランに基づき関連事業の利用を勧めるなどの支援を行う。							
経過	平成13年度 新生児訪問事業と妊産婦訪問事業を統合 平成19年度 第一子全数訪問とした 平成20年度 出生児全数訪問とし、エジンバラ産後うつ質問票を活用 平成21年度 出生数の増加に対応するため、非常勤助産師の定員を3名に増員（助産師会への委託から変更） 平成22年度 日本助産師会への訪問委託から助産師等個人への訪問依頼に変更し、依頼訪問件数の増加を図った。 平成26年度 常勤助産師1名配置となり、新生児訪問も担当することとなった。 平成27年度 非常勤助産師の定員を1名とし、依頼訪問件数の増加に対応した。 平成30年度 多言語対応のため、翻訳機能を持ったタブレット端末を導入した。 平成31年度 ゆりかごプランに基づく、支援の一環として位置付けた。							
必要性	妊産婦及び新生児の健康状態や生活環境等を把握し、適切な指導・助言や疾病や異常の早期発見・治療等へと繋げることにより、妊産婦及びその家族が安心して出産・育児に臨むことができるようになる。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 21年度までの委託先：日本助産師会荒川区支部							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	訪問延件数（新生児（保健師＋会計年度任用職員））	891	1,054	803	916	-	3年度は30～2年度の平均
	②	訪問延件数（妊産婦（保健師＋会計年度任用職員））	996	1,187	897	1,026	-	3年度は30～2年度の平均
③	訪問延件数（委託）	721	681	633	718	-		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
重点的に推進		重点的に推進		法定事業であり、また、妊娠期から子育て期の総合的な切れ目のない支援、生涯の健康づくりの起点として、欠かせない事業であるため、重点的に推進する。				

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤職員報酬	2,958	報酬	非常勤職員報酬	2,870	報酬	非常勤職員報酬	2,870
共済費	非常勤職員社会保険料	416	共済費	非常勤職員社会保険料	514	共済費	非常勤職員社会保険料	523
賃金	カンファレンスアドバイザー	332	職員手当等	期末手当	555	職員手当等	期末手当	610
報償費	訪問指導	4,532	報償費	訪問指導	4,539	報償費	訪問指導	5,162
需要費	訪問用消耗品	345	需要費	訪問用消耗品	363	需用費	訪問用消耗品	462
役務費	小票把握分通知用	11	役務費	小票把握分通知用	16	役務費	小票把握分通知用	18
償還金	都補助金返還金	967	旅費	旅費	73	旅費	旅費	74

備考	物件費の内訳としては、需要費が363千円、役務費が16千円、旅費が73千円である。補助費の内訳としては、報償費が4,539千円である。
問題点・課題	・核家族化や出産年齢の上昇に伴い、支援が必要な妊産婦の人数が増加している。 ・外国籍の妊産婦について、育児文化や言語の違いに対応した支援を強化していく必要がある。 ・新型コロナウイルス感染症の流行で訪問を希望しない方が増え、令和2年4月・5月の訪問数が減少した。 ・初産婦では、新型コロナウイルス感染症の流行の中で、外出する機会が減っている。子育てサロン等の利用が少なく、育児の孤立化や、ネットの情報に頼り育児をしている方が少なくない。

問題点・課題の改善策									
	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容			令和2年度に実施した 改善内容および評価			令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	母子保健システムで集約されたゆりかご面接や医療機関等の情報を活用し、効率的な支援を行う。			ゆりかご面接で、特定妊婦や支援の必要な方については地区担当保健師が新生児訪問を実施した。			新型コロナの関係で里帰りが長期化する傾向にあり、里帰り先でも新生児訪問が受けられるよう情報提供していく。		
②	外国籍の妊産婦に対する支援についてより適切な支援方法等の検討を進める。			外国語版のゆりかごプラン（4か国後）を作成し、活用した。また、都や民間の外国籍の方向けの相談窓口の情報提供を行った。			外国語版のゆりかごプランの活用を継続し、個別に対応していく。		
③									
他 施 区 区 実 状 の 実 況	（実施 22 区			未実施 0 区			不明 0 区）		
議 会 （ 要 質 問 状 ）	平成22年2定 暴力の連鎖を食い止める環境づくりや虐待予防のための保護者に対する育児支援の積極的な取り組みの必要性								

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-02-22		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	子育てファミリー事業		部課名	健康部健康推進課		課長名	森田	
			担当者名	伊豫		内線	433	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-02-08		子育てファミリー事業					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 19	（ 2007 ）	年度	根拠	母子健康法第14条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	05	親子の健康推進					
目的	子育て世代を対象に家族の健康を目標として子育て支援を行う。							
対象者 等	乳幼児期の子を持つ保護者							
内容	1 子育てハッピー講座 ①4から5か月児向け 年24回 ②7から9か月児向け 年12回 ③11から13か月児向け 年12回 ④イヤイヤ期講習会（19～27か月） 年10回 合計58回 各講習会とも保健師、栄養士、歯科衛生士がそれぞれ育児のポイント等について講話を行うとともに離乳食を実際に試食し、固さ・味付け等を具体的に体験する。また「11から13か月児」においては、保育士が子どものかかわり方や遊び方についての講話を行う。「イヤイヤ期」においては臨床心理士が「イヤイヤ期の子ども心理」等について講話を行う。 2 アレルギー予防講演会（通年齢） 年2回 アレルギーに関する正しい知識及び効果的な予防法の普及・発症予防を図る。							
経過	平成18年度 乳幼児の健康教育として育児教室（離乳食講習会・小児救急看護教室・アレルギー予防教室）をそれぞれ開催 平成19年度 対象を子育て世代（親の健康）までに広げ、継続して参加できる「家族の健康」を目標とした事業として組み替え、内容を充実させて実施 平成25年度 子育てハッピー講座「よちよち・ぱくぱく期」を「ママはにこにこ～イヤイヤ準備期」に名称変更 平成30年度 子育てハッピー講座「ママはにこにこ～イヤイヤ準備期」を「イヤイヤ期」に名称変更。実施回数を年10回に変更し、対象年齢を1歳7か月～2歳3か月に変更 子育てハッピー講座「ごっくん期」の実施回数を年12回から24回に変更 令和2年3月 コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を休止（集団方式）。離乳食教室の動画を作成し、CATV及び区ホームページで閲覧可能とした。							
必要性	保健師、栄養士、歯科衛生士による講話などをおして、保護者が月齢に応じた子どもとの接し方などについて学ぶことができる。また、同じ月齢の子を持つ保護者同士が交流をすることにより、保護者の孤立化を防ぎ育児不安を軽減することができる。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 区報、ホームページ等での周知（予約制）。もぐもぐ期、かみかみ期は、4か月健診時にチラシを配付。ごっくん期は4か月児健診、イヤイヤ期は1歳6か月児健診の通知にそれぞれチラシを同封							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	4から5か月児向け講習会参加者数	862	914	0	592	1,440	3年度は30～2年度の平均
	②	7から9か月児向け講習会参加者数	477	385	0	287	600	3年度は30～2年度の平均
③	11から13か月児向け講習会参加者数	338	268	0	202	600	3年度は30～2年度の平均	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
推進		推進		法定事業であり、また、妊娠期から子育て期の総合的な切れ目のない支援、生涯の健康づくりの起点となる事業であるため、推進する。				

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
賃金	保育士・検査技師	218	報償費	講師謝礼	0	報償費	講師謝礼	728
報償費	講師謝礼	505	需要費	調理材料費テキスト代等	707	需用費	調理材料費テキスト代等	821
需要費	調理材料費テキスト代等	637						

備考	物件費の内訳としては、需要費が707千円である。
問題点・課題	事業の再開にむけて対象者数・場所・回数・内容等を検討していく必要がある。

問題点・課題の改善策									
		令和2年度に取り組む 具体的な改善内容			令和2年度に実施した 改善内容および評価			令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容	
①	再開に向けての検討を進めると共に、休止中は動画等を活用して情報提供を行っていく。				感染拡大防止のため講習会を休止した。ホームページへ動画等を掲載することで情報提供を行った。			再開に向けての検討を進めると共に休止中は動画等を継続して掲載し情報提供を行っていく。	
②									
③									
他 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区）
議 会 質 問 状 況									

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-02-23		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	すくすくサポート事業		部課名	健康部健康推進課		課長名	森田	
			担当者名	伊豫		内線	433	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-02-09	すくすくサポート事業						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	平成 19	（ 2007 ）	年度	根拠	母子保健法第2条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	05 親子の健康推進						
目的	妊娠中及び出産後は、妊産婦にとって心身の不調をきたしやすい時期であることから、個別・グループ支援を行うことで、妊産婦の心の健康の維持・増進を図る。 子どもに発達上の問題があった場合や家族の要因から生じる、育児困難感や保護者の孤立を防止する。							
対象者等	育児困難を抱える母親・家族							
内容	①ママメンタルサポート事業 産後うつ傾向の症状を持つ親に対し精神科医師による個別相談を行い、早期に適切な支援を行う。 ②I・スペース 育児不安等が強い母親を対象にグループケアを行い、健全な育児が継続できるよう支援する。 ③特別育児相談 育児方法について、個別に支援する必要性が高い対象に対して予約制の育児相談を行う。 ④めだかタイム・ぱんだタイム（親子教室） 発達障害の疑いのある児や育児不安を抱える保護者を、集団遊び・小グループ活動を通じて支援する。 ⑤小さく生まれた赤ちゃんの交流会 同じ悩みを抱える他の家族と交流することによって孤立化防止を図るとともに、子どもの発達上の問題がある場合、早期に療育や障がい児施策につなぐことを目的として実施。							
経過	平成19年度 事業開始。ママメンタルサポート月2回。Iスペース月1回。特別育児相談定員各回5名 平成20年度 Iスペースを月2回に変更。特別育児相談定員を10名に変更 平成22年4月 小さく生まれた赤ちゃんの交流会を開始（月1回） 平成22年5月 特別育児相談におっぱいサロンを併設 平成22年11月 おっぱいサロンを単独で開設（月1回） 平成23年度 めだかタイムを月2回に増やし、内1回を「ぱんだタイム」に名称変更（2グループ開催） 小さく生まれた赤ちゃんの交流会において保育を開始 平成26年度 おっぱいサロンを廃止。特別育児相談において母乳に関する相談を実施（予約制） 平成29年度 小さく生まれた赤ちゃんの会の講演回数を年3回に変更							
必要性	妊娠を届け出た段階で、精神疾患の既往を有する妊婦が2割程度存在していることや、妊娠中及び出産後の環境や求められる役割の変化等から、妊産婦に対するメンタル面の支援を行う必要性は高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	ママメンタルサポート事業利用者数	94	79	65	79	-	3年度は30～2年度の平均
	②	Iスペース利用者数	104	79	0	61	-	3年度は30～2年度の平均
③	特別育児相談利用者数	15	9	0	8	-	3年度は30～2年度の平均	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
重点的に推進		重点的に推進		法定事業であり、また、妊娠期から子育て期の総合的な切れ目のない支援、生涯の健康づくりの起点として、欠かせない事業であるため、重点的に推進する。				

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
賃金	医師・心理士・保育士	1,319	報償費	心理士・保育士	697	報償費	心理士・保育士	3,162
報償費	心理士・保育士	1,478	需要費	玩具等	22	需用費	色上質紙等	39
需要費	玩具等	27	役務費	講師派遣	4	役務費	講師派遣	24
役務費	講師派遣	20	償還金	都補助金返還金	51			
償還金	都補助金返還金	20						

備考	物件費の内訳としては、需要費が22千円、役務費が4千円である。補助費の内訳としては、報償費が697千円、償還金が51千円である。
問題点・課題	・Iスペース：初めての子育てで孤立しがちな親、他者との交流が苦手な親、精神的に不安定な親等が増加していると思われるが、本事業の利用者数は減少しているため、利用を促す工夫が必要である。 ・めだか・ぱんだタイム：精神発達に遅れやつまずきがある児や保護者が、適切な時期に本事業を利用することができ、早期に必要な支援を受けることができるよう、関係機関等との連携・調整が必要である。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Iスペース・めだかぱんだタイム・小さく生まれた赤ちゃんの会は休止中である。再開に向けて体制・実施方法等を検討していく必要がある。

問題点・課題の改善策									
		令和2年度に取り組む 具体的な改善内容		令和2年度に実施した 改善内容および評価		令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	ゆりかごプランを用いた事業案内を継続するとともにプランの内容や本事業の内容について見直しを進める。	新型コロナウイルスの影響で事業が休止となった。支援が必要な方には臨床心理士や保健師から電話連絡や個別相談を実施した。		感染状況に応じて安心安全に事業が再開できるように検討する。					
②	発達障害に関する連絡会に参加し、めだかばんだタイムの課題等を子育て支援施策に反映できるよう努める。	必要に応じて、発達支援機関へ紹介した。		引き続き、発達障害に関する連絡会に参加し、めだかばんだタイムの課題等を子育て支援施策に反映できるよう努める。					
③	感染症予防の対策を徹底して、教室が再開できるよう検討する。	再開について検討したが再開できなかった。		引き続き、感染症予防の対策を徹底して教室が再開できるよう検討する。					
他 施 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）								

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-02-24		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	小児慢性特定疾病医療費助成		部課名	健康部健康推進課		課長名	森田	
			担当者名	飯塚		内線	433	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-03-01	小児慢性特定疾病医療給付費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☒ 3年度 ☐ 2年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	令和 2	（ 2020 ）	年度	根拠	児童福祉法第19条の2及び4 荒川区小児慢性特			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	定疾病審査会条例			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	06	小児医療の充実					
目的	小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、その医療費の自己負担分の一部を助成し、患児家庭の医療費の負担軽減を図る。							
対象者等	荒川区に住所を有する18歳未満で、小児慢性特定疾病の対象疾患及び当該疾病の状態が認定基準に該当する児童を助成の対象とする。ただし、18歳に達した時点で小児慢性疾患医療券を有し、引き続き医療を受ける必要がある場合に限り20歳未満の者も助成の対象とする。							
内容	【医療給付】 - 対象児童が医療保険各法の被扶養者である場合は、医療保険各法による医療給付を適用し、その残額から月額自己負担限度額を控除した額を助成（重症患者認定対象者は自己負担限度額なし） - 高額療養費制度に該当する場合、その限度額から月額自己負担限度額を控除した額を助成 - 対象児童が生活保護を受けている場合、その医療費を助成 - 入院時食事療養費標準負担額の一部助成 【給付審査】 - 小児慢性特定疾病の対象疾患及び当該疾病の状態が認定基準に該当するかを審査する。 - 基準該当者に対して受給者証を発行する。							
経過	昭和49年 平成17年4月1日 平成26年3月 平成27年1月 令和元年12月 令和2年7月	厚生事務次官通知により事業実施 厚生事務次官通知に基づく事業から児童福祉法に基づく事業となる。 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業が追加される。 荒川区小児慢性疾患児日常生活用具給付事業実施要綱を制定 児童福祉法一部改正 荒川区小児慢性特定疾病審査会条例制定（令和2年7月1日施行） 区立児童相談所の設置に伴い事業が都から区へ移管される						
必要性	小児慢性疾患に罹患している児童が適切な医療サービスを受け、経済的な負担の軽減及び健全な育成と自立の促進を図る上で必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	新規・更新申請等件数	190	190	223	201	-	R3年度見込は30～R2年度の平均
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続	これまで都が事業を実施していたが、令和2年7月に区立児童相談所を設置するに伴い、区の事業となる。小児慢性特定疾病に罹患している児童等の療養支援及び自立促進のため必要な事業として実施する。					

(単位：千円)問題点・課題

扶助費が最も多く23,295千円となっている。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、医療機関が受診できず、更新申請手続きが滞る可能性がある。
- ・指定小児慢性特定疾病医療機関、指定医について周知が行き届いていない部分がある。

問題点・課題の改善策

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-02-25		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業		部課名	健康部健康推進課		課長名	森田	
			担当者名	飯塚		内線	433	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-03-02	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 25	（ 2013 ）	年度	根拠	児童福祉法、荒川区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	06	小児医療の充実					
目的	小児慢性特定疾病児童等の健全な育成及び福祉の増進に資すると共に、その日常生活の便宜を図るため。							
対象者等	児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく小児慢性特定疾病医療費助成事業による認定を受けており、かつ障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法によるその他の施策の対象とならない者の内、特に必要と認められた者。							
内容	児童福祉法による施策（東京都小児慢性特定疾病医療費助成事業を除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による施策の対象とならない小児慢性疾患児に対し、要綱に定める日常生活用具を給付する。なお、対象者の保護者は、収入状況に応じて用具の給付に要する費用の一部または全部を負担する。（用具価格が要綱に定める基準額を超えた場合、その超えた額は保護者が負担）							
経過	平成17年4月1日 平成26年3月 平成27年1月 令和2年7月	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により、小児慢性特定疾病医療費助成事業の一環として、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業が追加される。 荒川区小児慢性疾患児日常生活用具給付事業実施要綱を制定 児童福祉法一部改正 区立児童相談所設置に伴い小児慢性特定疾病対策事業が都から区に移管される						
必要性	小児慢性特定疾病に罹患している児童の健全な育成及び自立の促進を図るために必要な事業である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 対象者の利便性等を基に決定した日常生活用具の制作又は販売を業とする者に委託し、実施する。（小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付委託）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	日常生活用具給付件数（延数）	2	4	2	3	-	R3年度見込みは過去3か年の平均値
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続		継続	小児慢性特定疾病に罹患している児童等の日常生活を支え、自立促進のため必要な事業として、継続して実施する。					

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	683	1,082	399	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	96	167	71		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	47	0	▲ 47
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	47	0	▲ 47
		賞与・退職給与と引当金繰入額	57	202	145		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 789	▲ 1,451	▲ 662
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		836	1,451	615	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 789	▲ 1,451	▲ 662
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 789	▲ 1,451	▲ 662

備考

昨年と比べ、行政費用としては、物件費が増加している。物件費の内訳としては、用具の給付に係る委託料が167千円となっている。

問題点・課題

日常生活用具の給付については、小児慢性特定疾病医療費助成事業の認定を受けている者であっても、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による施策に該当する場合はそちらが優先される。該当する事業・施策により申請する窓口や手続方法等が異なることから適切に案内する必要がある。

問題点・課題の改善策

問題点	課題の改善策		
	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、障害者福祉課と連携し、用具を必要とする区民の把握に努め、適切な案内及び事務業務を行う。	障害者福祉課及び保健師と連携し、用具を必要とする区民の把握に努め、適切な案内及び事務業務を行った。	医療費給付事業が都から区に事務移管されたため、申請時から区民のニーズを聞き取り、円滑な制度の利用につなげる。
②			
③			

他区の実
施状況

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
------	----	---	-----	---	---	----	---	----

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-02-26		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業		部課名	健康部健康推進課	課長名	森田		
			担当者名	飯塚	内線	433		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-03-03	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☒ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	令和 2	（ 2020 ）	年度	根拠	児童福祉法第19条の22			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内	☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	06	小児医療の充実					
目的	慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図る。							
対象者等	荒川区に住所を有しており、小児慢性特定疾病に罹患している児童及びその家族等。							
内容	小児慢性特定疾病児童等の症状に基づき、該当する児の家族等に対して、家庭看護、食事・栄養指導及び歯科保健に関する指導を行うとともに、福祉制度の紹介、精神的支援、その他日常生活において必要な内容について相談支援を行う。 自立支援員（保健師等）が小児慢性特定疾病児童等の状況・希望等を踏まえ自立及び就労に向け、地域における各種制度の活用について関係機関との調整、小児慢性特定疾病児童等の自立に向けた計画を作成する支援やフォローアップ等を実施する。 講演会を開催し、小児慢性特定疾病児童等の自立に資する情報提供を行う。							
経過	平成27年1月 児童福祉法一部改正により小児慢性特定疾病児童等自立支援事業が追加される 平成29年4月 厚生労働省健康局長通知により小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱が制定 令和2年7月 区立児童相談所の設置に伴い小児慢性特定疾病対策事業が都から区に移管される							
必要性	幼少期より慢性的な疾病にかかっているため、自立を阻害されている児童等について、地域による支援の充実により健全育成及び自立促進を図る上で必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	講演会数	-	-	4		4	オンライン開催の講演会含む
	②							
	③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続		これまで都が事業を実施していたが、令和2年7月に区立児童相談所を設置するに伴い、区の事業となる。小児慢性特定疾病に罹患している児童等の健全育成及び自立促進のため必要な事業として実施する。				

(単位：千円)問題点・課題

物件費の内訳は、需用費40千円、役務費15千円となっている。

支援内容を充実させるため、自立支援員は小児慢性特定疾病児童等の自立に必要な知識を蓄積し、活用していく必要がある。また、講演会の実施にあたっては、対象者のニーズを把握し、事業に反映させていかなければならない。

ただ、新型コロナウイルス感染症の影響により集会の実施については開催の可否、方法について十分に検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

施狀況

(实施	2	区	未实施	20	区	不明	0	区)
-----	---	---	-----	----	---	----	---	----

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード		09-02-27		戦略プラン		☒ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		母子健康手帳交付費		部課名		健康部健康推進課		課長名		森田			
				担当者名		青木		内線		433			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-04-01		母子健康手帳交付費									
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）						☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 23（ 1948 ）年度		根拠		母子保健法第16条							
終期設定		☐ 有 ☒ 無		（ ）年度		法令等							
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画	
行政評価 事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市							
		政策		03		子育てしやすいまちの形成							
		施策		05		親子の健康推進							
目的		妊娠・出産・育児に関する健康記録、予防接種・小児の疾病記録等を一冊にまとめて記載し保存できるように交付する。また、妊娠期から子育て期までに必要な情報や知識が網羅された最良のテキストであるため、保護者の利用促進を図る。											
対象者等		妊娠届出をした妊婦（再交付を含む）											
内容		妊娠届出をした妊婦に対し「母と子の保健バッグ」を交付する。 （母と子の保健バッグの封入物） 母子健康手帳、出生通知票、妊婦健康診査受診票（14回分）、妊婦超音波健康診査受診票、妊婦子宮頸がん検診受診票、新生児聴覚検査受診票、先天性代謝異常等検査のお知らせ、「母親・両親学級案内」チラシ、「乳幼児・子ども医療費助成 児童手当」チラシ（子育て支援課）等											
経過		平成11年度 プライバシー保護の観点から、出生通知票を葉書から封書に変更 平成16年度 出生通知書を保護シール付の葉書様式に変更。また、母と子の保健バッグに同封していた冊子「予防接種と子どもの健康」を、予防接種予診票との同時配布に変更 平成26年度 戸籍住民課及び各区民事務所で受理した妊娠届出書の回収周期を月1回から週1回に変更 妊娠届出書をアンケートと一体化したものに変更 平成31年度 妊娠届出者に対する全数面接（ゆりかご面接）開始。内容充実等のため、アンケートを届出書から分離 支援体制の一本化のため戸籍住民課での妊娠届出書の受理を廃止											
必要性		妊娠期の母体及び胎児の記録や出生後の児の成長の記録をすることにより、乳幼児の健康管理に役立てるため、母子健康手帳の交付は法律上定められたものである。また、全ての妊婦と初めて出会う機会であり、妊娠期からの切れ目ない支援に繋げる上で交付時の面接は必須である。											
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)					
	① 交付件数	2,119	1,921	1,928	1,989	-	3年度は30～2年度の平均						
	②												
③													
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
3年度		4年度											
推進		推進		法定事業であり、また、妊娠期から子育て期の総合的な切れ目のない支援、生涯の健康づくりの起点となる事業であるため、推進する。									

(単位：千円)

問題点・課題

- ・母子保健手帳本体の情報があまり利用されていない現状があるため、内容が毎年更新されていることを伝えていく必要がある。
- ・新しい母子保健サービスのスタートや、国や都の制度変更等で、妊娠期に伝える情報の資料が膨大になっている。
- ・新型コロナウイルス感染症への不安が増強しており、適切な予防策を周知していく必要がある。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	ゆりかご面接で母子手帳の活用方法について説明を行うほか、母親学級・両親学級・乳幼児健診等でも活用方法を伝えていく。	新型コロナウイルス対応で母親学級・両親学級を休止しているため、ゆりかご面接を中心に母子健康手帳の活用について説明した。	コロナ対策の外出自粛により区民事務所での交付が増加傾向にあるため、ゆりかご面接を勧奨していく。
②			
③			

其他	(实施 22 区 未实施 0 区 不明 0 区)
----	----------------------------

区の実
状況

議 会 質 問 状 況 (要 旨)	
--	--

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-02-28		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	妊娠高血圧症候群等医療給付事務		部課名	健康部健康推進課		課長名	森田	
			担当者名	伊豫		内線	433	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-05-01		妊娠高血圧症候群等医療給付事務					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 50	（ 1975 ）	年度	根拠	荒川区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	06 小児医療の充実						
目的	妊娠高血圧症候群等は、妊産婦の死亡原因になるとともに、未熟児・心身障害児の発生原因となる等、出生児に対する影響が著しいため、早期に適切な医療を受けることが容易になるよう、必要な医療費の助成を行う。							
対象者等	妊娠により入院医療を必要とする①妊娠高血圧症候群等②糖尿病③貧血④産科出血⑤心疾患及びその続発症のうち、認定基準を満たす者の中で、前年度総所得税額が30,000円以下の世帯に属する者又は入院見込期間が26日以上の方							
内容	・妊娠高血圧症候群等の医療費助成額 妊娠高血圧症候群等の入院治療に要する費用の中で、医療保険を適用して生じる自己負担額。ただし、入院時食事療養費標準負担額を除く。 ・申請方法 助成の申請は医療費助成を受けようとする妊産婦または配偶者であって、申請書に診断書・世帯調書・所得証明書等を添付する。医療助成の対象者と認定したときは、契約医療機関にて医療を受けた場合は医療券を申請者に交付し、契約医療機関以外で医療を受けた場合は医療費を被交付者等に支払う。							
経過	昭和39年度 「妊娠中毒症等に係る医療費助成事業」を国庫補助事業として実施（実施主体は都） 昭和50年度 特別区が実施主体となる。 平成9年度 国庫補助金が一般財源化 平成18年度 日本産婦人科医会が「妊娠中毒症」から「妊娠高血圧症候群」に定義変更 平成26年度 日本糖尿病学会がHbA1cの表記を「JDS」値から「NGSP」値に変更							
必要性	妊産婦の死亡や未熟児・心身障害児の発生原因となるなど、妊産婦・出生児に対する影響が著しく、妊産婦が早期に適切な医療を受けるためにも必要不可欠である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） ・支払事務を東京都国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金東京支部に委託し、都内の協力医療機関にて実施。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 給付件数	12	9	12	11	-	3年度は30～2年度の平均	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続	継続		妊産婦の死亡や未熟児・心身障害児の発生原因となるなど、妊産婦・出生児に対する影響が著しく、妊産婦が早期に適切な医療を受けるために必要な事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

備考

扶助費は妊娠高血圧症候群等医療給付として807千円かかっている。

問題

問題点・課題の改善策

他区の写
施状況

(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
------	----	---	-----	---	---	----	---	----

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード		09-02-29		戦略プラン		☐ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		未熟児養育医療給付		部課名		健康部健康推進課		課長名		森田			
				担当者名		飯塚		内線		433			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-05-02		未熟児養育医療給付									
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業					
開始年度		昭和 33（ 1958 ）年度		根拠法令等		母子保健法第20条							
終期設定		☐ 有 ☒ 無											
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画	
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市							
		政策		03		子育てしやすいまちの形成							
		施策		06		小児医療の充実							
目的		未熟児は、一般の新生児に比べて機能が未熟であり疾病にかかりやすく、その死亡率が高いばかりでなく、心身に障害を残すことも多い。したがって、出生後速やかに適切な処置を講ずる必要がある。このため、母子保健法第20条の規定により、これらの未熟児に対し、指定養育医療機関において必要な医療の給付を行う。											
対象者等		区内に居住する母子保健法第6条第6項に規定する未熟児で、医師が入院養育を必要と認めた者。（未熟児とは、出生児体重が2,000 g以下の者、または、生活力が特に薄弱であって、要綱に規定するいずれかの症状を示す者のことをいう。）											
内容		・ 給付の内容 指定医療機関における入院医療の給付の範囲は、診察、薬剤または治療材料の支給、医学的処置・手術・その他の治療、病院等への入院等、移送及び食事代で、公費負担額は各種社会保険を適用して生ずる自己負担額 ・ 負担金徴収 母子保健法施行細則別表で定めた徴収基準額を保護者から徴収することとなっているが、区では乳幼児医療券が交付されている世帯には、保護者から提出される委任状により衛生費と民生費の振替納入方法を利用し、区民のサービス向上と所管事務の能率を図っている。 ・ 申請方法 給付の申請は保護者が行うこととし、申請書に養育医療意見書、世帯調書、各種所得証明書等を添付する。養育医療の給付を決定したときは、医療券を保護者に交付する。											
経過		平成8年度から、母子保健法施行細則別表で定めた徴収基準額（自己負担金）について、乳幼児医療証が交付されている世帯に対しては、保護者から提出される委任状により衛生費と民生費の振替納入制度を適用することとした。											
必要性		未熟児の死亡率を低下させ、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでの援助であり必要不可欠である。											
実施方法		（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)					
	①	申請件数（実人数）			42	53	33	43	-	R3年度（見込み）の件数は30～R2年度の平均			
	②	給付件数（実人数）			42	62	39	48	-	R3年度（見込み）の件数は30～R2年度の平均			
③													
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
3年度		4年度											
継続		継続		未熟児の死亡率を低下させ、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでの援助として必要な事業であるため、継続して実施する。									

予算・決算額等の推移			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額			17,837	19,663	18,330	23,262	16,673	21,639	16,515
決算額（3年度は見込み）			11,222	17,603	15,037	23,260	16,174	13,538	16,515
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	申請件数（実人数）		43	41	45	42	53	33	50
	給付件数（実人数）		44	44	50	42	62	49	48
予算・決算の内訳									
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	養育医療意見書	2	需用費	養育医療意見書	2	需用費	養育医療意見書	3	
委託料	事務費	6	委託料	事務費	4	委託料	事務費	6	
扶助費	医療費	16,166	扶助費	医療費	11,729	扶助費	医療費	16,506	
			償還金利息等	国・都補助金返還金	1,803				

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			元年度	2年度	差額	勘定科目			元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	683	721	38	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	8	6	▲ 2		国庫支出金	13,312	4,602	▲ 8,710		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	4,753	2,301	▲ 2,452		
		扶助費	16,166	11,729	▲ 4,437		分担金及び負担金	3,991	4,092	101		
		補助費等	0	1,803	1,803		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	22,056	10,995	▲ 11,061			
		賞与・退職給与引当金繰入額	57	134	77	行政収支差額(a)-(b)=(c)	5,142	▲ 3,398	▲ 8,540			
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0			
		行政費用合計(b)	16,914	14,393	▲ 2,521	通常収支差額(c)+(d)=(e)	5,142	▲ 3,398	▲ 8,540			
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	5,142	▲ 3,398	▲ 8,540				

備考

令和元年度と比べ、行政費用としては、無保険者が少なかったため扶助費が減少している。

問題点・課題

ホームページ等を活用して制度の周知を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

		令和2年度に取り組む 具体的な改善内容		令和2年度に実施した 改善内容および評価		令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容	
①	案内書類の見直しや事業の場を活用した個別案内等により、引き続き制度の周知を図る。			養育医療の対象者に該当する可能性のある児の保護者に対して制度の説明を行い、申請の勧奨を行った。		引き続き申請の勧奨等を行うと共に、支援が必要な対象者には適切な支援につながるよう申請時に状況の聞き取りを行う。	
②							
③							
他 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（ 実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区 ）						

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-02-30		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	特定給食施設講習会		部課名	健康部健康推進課		課長名	森田	
			担当者名	野地		内線	423	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-06-01	特定給食施設講習会						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 60	（ 1985 ）	年度	根拠	健康増進法第21条、第22条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I 生涯健康都市						
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
	施策	01 青壮年期の健康増進						
目的	区内給食施設の管理栄養士、栄養士が施設において対象者の栄養管理及び給食運営の向上を図ることを目的に実施する。また講習会を実施することで各施設間のネットワークづくりも支援していく。あらかじめ満点メニュー、栄養成分表示事業とあわせた食環境整備事業のひとつとして実施する。							
対象者等	区内給食施設に勤務する管理栄養士、栄養士等							
内容	(1) 特定給食施設栄養士講習会 区内給食施設に勤務する管理栄養士、栄養士の資質向上と、各施設間のネットワークづくりを支援するために、講習会を「病院・高齢者施設等向け」と「保育園向け」と年2回実施する。 (2) 給食施設数調査 区内給食施設に勤務する管理栄養士、栄養士、調理師数を年1回調査する。 (3) 私立保育園等栄養士連絡会 区内私立保育園、公設民営保育園、認証保育所等に勤務する管理栄養士、栄養士、調理師を対象に連絡会を年1回実施する。							
経過	・昭和60年度：第2ブロック共催で集団給食施設栄養管理講習会・集団給食施設栄養技術講習会を開始。 ・平成12年度：共催で実施してきた集団給食施設栄養技術講習会を各区で開催するため廃止。 ・平成16年度：共催で実施してきた集団給食施設栄養管理講習会を各区で開催するため廃止。 ・平成17年度：区内独自で特定給食施設栄養士講習会を開催。年2回 （生活衛生課で開催する実務講習会にて栄養情報を提供） ・平成18年度：帳票改正及び保健所移転のため保健所栄養士による説明会を実施。 （栄養管理報告書の書式変更、幼児向け食事バランスガイドの活用について） ・平成26年度：栄養管理報告書の書式変更 （様式が2種類から3種類に変更） ・平成29年度：私立保育園等栄養士連絡会を開催							
必要性	施設の管理栄養士、栄養士は研修の機会が乏しいこと等から、栄養管理業務を行う上での最新の知識や情報が不足しがちである。法に基づく指導の一環として区が講習会を実施することにより、地域の栄養管理業務の改善が見込まれる。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 「病院・高齢者施設等向け」、「保育園向け」とそれぞれの職務に沿った講義内容を決め、講師を選定して講習会を行う。（年2回）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	特定給食施設栄養士講習会参加率 (%)	75	71.2	0	100	100	R2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため未実施
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続	継続	給食施設の管理栄養士、栄養士に対して栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言をすると定められている事業であるため、継続して実施する。（健康増進法22条）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額			59	59	59	59	59	59	62
決算額（3年度は見込み）			58	58	58	58	52	6	62
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	講習会参加人数（保育園・病院等）		79	82	86	84	82	0	113
	講習会参加施設数		72	75	76	78	79	0	113
	連絡会参加人数（区立保育園除く）				26	35	38	33	58
	連絡会参加施設数				25	33	36	33	58
予算・決算の内訳									
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	講師謝礼	26	報償費	講師謝礼	0	報償費	講師謝礼	55	
需用費	消耗品費	6	需用費	消耗品費	6	需用費	消耗品費	7	
役務費	手数料	20							

(単位：千円)									
勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
行政コスト計算書	給与関係費	1,707	3,245	1,538	地方税等	0	0	0	0
	物件費	26	6	▲ 20	国庫支出金	0	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	0
	補助費等	26	0	▲ 26	使用料及び手数料	0	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	142	605	463	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,901	▲ 3,856	▲ 1,955	0
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,901	3,856	1,955	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,901	▲ 3,856	▲ 1,955	0
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,901	▲ 3,856	▲ 1,955	0	0

備考	コロナ禍により、講習会を実施できなかったため、補助費に差が生じた。物件費は消耗品費6千円となっている。
----	---

問題点・課題	既存の施設では栄養担当職員が定着している一方で、新たな保育園が毎年開園しており、地域の栄養管理担当者間のネットワークづくりには課題がある。また、施設間でのニーズも異なるため、講演会のテーマの選定は検討課題となっている。今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集合形式ではなくweb会議システムにて講習会及びネットワークづくりを行う。また、特定給食施設は喫食者に対して栄養成分表示等の情報発信を行っているため、本事業を区民の食環境整備事業のひとつに位置づけ、あらかじめ満点メニュー、栄養成分表示事業とあわせて総合的に取り組む。
--------	--

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	令和元年度同様、連絡会を開催し、施設の管理栄養士・栄養士等のネットワーク形成を促進する。	コロナ禍により集合形式による実施が難しいため、ウェブ会議システム（webex）によるオンライン連絡会を実施した。	コロナ禍により集合形式による実施が難しいため、web会議システムによるオンライン連絡会を実施予定。
②	令和元年度同様、施設の栄養管理業務について指導・助言を行う。	巡回指導や栄養管理報告書提出時において適切な栄養管理業務ができるよう助言した。	栄養管理報告書様式の変更（予定）に伴い、その周知を行う。国や都の動向を反映し引き続き指導・助言を行う。
③			

他 区 施 状	(実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区)	
	区により実施方法は異なる。					

議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	
--	--

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-02-31		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	歯科衛生相談室		部課名	健康部健康推進課		課長名	森田	
			担当者名	高橋		内線	423	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-07-01	歯科衛生相談室					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 48（ 1973 ）年度	根拠	地域保健法第6条					
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等	歯科口腔保健の推進に関する法律第10条					
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	05	親子の健康推進					
目的	う蝕などの口腔疾患の予防と口腔衛生の向上を目的として、乳児から3歳未満児を対象に、歯科医師による定期健診・相談及び歯科衛生士による予防処置等を行う。また、ふれあい館等の集団の場を活用し、保護者等を対象にして歯科衛生士が口腔健康教育を行う。							
対象者等	乳児から3歳未満児およびその保護者（歯科相談室） ふれあい館の幼児タイム等の利用者（所外口腔健康教育）							
内容	1 歯科相談室 ・周知方法 区報・ホームページ・子育てハッピー講座・1歳6か月児健診等で周知する。 ・内容 ①歯科医師による健診・相談 ②歯科衛生士による予防処置 2 所外口腔健康教育 ・ふれあい館等での口腔健康教育							
経過	平成10年度 「口腔健康教育」事業を歯科相談室に統合 平成12年度 開設回数48回/年→40回/年に回数減 平成15年度 開設回数40回/年→38回/年に回数減、歯科健診対象者を4歳未満から3歳未満に引き下げ、 う蝕罹患児は地域歯科医療機関でフォロー 平成17年度 開設回数38回/年→36回/回到回数減 平成25年度 個別保健指導時に希望保護者（各世帯主たる保育者1名）対象にRDテストを実施 平成29年度 個別保健指導時に希望保護者対象（人数制限なし）にRDテストを実施 平成31年度 口腔健康教育の回数増により雇上げ歯科衛生士8名（1名×8回） 令和 2年度 4月4日より新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時休止							
必要性	早期から歯科健診や健康教育を受けることにより健康な口腔を保ち、健康な日々を過ごせるようにするため必要性は高い。また、定期的な来所が育児支援の機会となっているため、重要である。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 歯科相談室：予約制・年36回、所外口腔健康教育：依頼に基づき実施							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	1歳6か月児う蝕罹患児率（％）	0.4	0.7	0.6		1.0	う蝕罹患児数/受診児数
	②	3歳児う蝕罹患児率（％）	7.8	6.2	10.3		10.0	う蝕罹患児数/受診児数
③	12歳児一人平均う蝕数（歯）	0.80	0.57	0.50		1.00	う蝕歯数/受診児数	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続		継続	乳幼児および保護者の口腔保健向上のため必要な事業であるため、継続して実施する。					

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			元年度	2年度	差額	勘定科目			元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	683	721	38	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	1,233	166	▲ 1,067		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	28	28		使用料及び手数料	666	13	▲ 653		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	666	13	▲ 653		
		賞与・退職給与と引当金繰入額	57	134	77		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,307	▲ 1,036	271		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)	1,973	1,049	▲ 924	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,307	▲ 1,036	271				
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,307	▲ 1,036	271				

備考

物件費は消耗品、補助費等は歯科医師の雇上げで構成されている。

問題点・課題

乳幼児歯科健診での当区のう蝕罹患率は、他区の状況と比較して中位に留まっており（元年度：1.6歳児は23区中12位、3歳児は9位）、就学後の12歳児も同様である（30年度：一人平均う蝕数23区中9位）。今後も引き続き、歯科保健施策における他機関との課題の共有、解決に向けた施策の検討を行っていく。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	コロナウイルス感染拡大防止で健診等は延期・休止となっている。区ホームページ等を活用し、歯と口の健康情報の周知を図った。	区ホームページや健診時のチラシ等を活用し、歯と口の健康情報の周知を図ると同時に個別の相談に対応した。	早期より、かかりつけ歯科医での定期健診を受けることができるよう体制を検討する。
②			
③			

他 区 施 状	(実施 21 区		未実施 1 区		不明 0 区)	
	対象年齢や実施方法(個別・集団)は各区で異なる。					

況 議 会	平成11年度予算特別委員会、平成15年度決算特別委員会、平成16年決算特別委員会 フッ化物の有効性および安全性について
-------	--

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-02-32		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	障害者歯科対策事業費		部課名	健康部健康推進課		課長名	森田	
			担当者名	高橋		内線	423	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-08-01		障害者歯科対策事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 2	（ 1990 ）	年度	根拠	歯科口腔保健の推進に関する法律第9条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I 生涯健康都市						
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
	施策	08 障がい者の住まい・日常生活に対する支援						
目的	障がい者の口腔内の状態は良好とは言えず、むし歯や歯周病などの罹患率が高い。口腔衛生管理も困難なことが多く、歯科治療体制に関する要望も高い。このため、健診や個別指導を行いながら、口腔疾患の重症化予防を強化し必要な受診勧奨を行う。また、自己管理や医療機関での定期的な受診が可能となるよう支援を強化し、「かかりつけ歯科医」等地域で支える障害者歯科医療の推進を行う。							
対象者等	心身障がい者等							
内容	1 障がい者歯科相談室 実施期間：年10回・予約制 周知方法：障がい者施設への歯科相談室の勧奨通知 内容：歯科健診・保健指導・歯みがき指導・地域歯科医療機関や都立病院等に受診勧奨 2 障がい者施設への出張口腔健康教育 実施回数：年約8回 内容：口腔健康教育・歯みがき指導							
経過	平成12年度：健診歯科医師を2名から1名に減 平成16年度：障がい者施設への出張口腔健康教育の実施増を行い、事業の充実を図った。 平成23年度：障がい者歯科相談室の希望者数増加により実施回数増 年12回→年16回 令和元年度：3月より新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時休止 令和 3年度：健診実施場所を保健所歯科相談室から各障がい者施設に変更 各施設毎に担当歯科医師を荒川区歯科医師会から選出							
必要性	障がい者は自己の口腔管理も困難であることが多い。また障がいにより歯科治療を受けにくく口腔状態が悪化してしまう。このため、歯みがきを中心とした口腔疾患予防の支援や教育を、個別または作業所等の福祉施設で継続して行う必要性が高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	受診希望者数	221	230	235	200	200	
	②	かかりつけ歯科医のある者の割合	-	-	68.1	70.0	90.0	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
推進		推進		障がい者の口腔保健向上のために実施するとともに、かかりつけ歯科医の推進、障害者施設での口腔ケアの推進もあわせて行う。				

予算・決算額等の推移			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額			717	717	728	847	848	650	548
決算額（3年度は見込み）			710	700	722	842	815	50	548
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	受診者数		310	326	304	289	247	0	240
予算・決算の内訳									
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
賃金	歯科医師・歯科衛生士	764	報償費	歯科医師・歯科衛生士	0	報償費	歯科医師・歯科衛生士	495	
需用費	器具・器材	51	需用費	器具・器材	50	需用費	器具・器材	53	

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			元年度	2年度	差額	勘定科目			元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	683	721	38	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	815	50	▲ 765		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0		
		賞与・退職給与と引当金繰入額	57	134	77		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,555	▲ 905	650		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)	1,555	905	▲ 650	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,555	▲ 905	650				
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,555	▲ 905	650				

備考

物件費は消耗品費50千円となっている。

問題点・課題

障害のある方にとっては、日常的な口腔ケアだけでなく、歯科医療機関等での定期的な歯科健診や予防処置を受けることがより重要である。日常的な口腔ケアが身に付くよう福祉作業所等での口腔健康教育を行い、身近なかかりつけ医での受診ができるよう健診や個別の歯みがき指導を定期的に行うことで、口腔内の状況を維持することが必要である。また、家族や施設の職員が日常の口腔ケアの介助や定期的な歯科健診、予防処置の大切さを理解できるよう引き続き普及啓発を行っていく。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	かかりつけ歯科医を推進すると共に、施設向けに歯みがきの実施方法などの媒体を活用し、事業の一時休止中も啓発を続ける。	各施設を巡回訪問し、歯と口の健康づくりに関する掲示物の提供等を行った。	施設毎にかかりつけ歯科医を設定し、健診を受けることができるよう、体制を整える。
②			
③			

他区の実
施状況

(实施	17	区	未实施	5	区	不明	0	区)
------	----	---	-----	---	---	----	---	----

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

平成12年度決算特別委員会 障がい者歯科医療の現状、口腔保健センター建設について

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-02-33		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	精神保健事業費		部課名	健康部健康推進課		課長名	森田	
			担当者名	村山		内線	432	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-09-01		精神保健事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 41	（ 1966 ）	年度	根拠	精神保健福祉法(46, 47, 49条)、地域保健法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）	年度	法令等	(1, 2, 6条)		
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	精神障害者の早期治療の促進、社会復帰、及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るとともに、区民のこころの健康の保持増進を図る。							
対象者等	一般区民							
内容	1 精神科医師による相談を行うとともに、保健師地区活動との連動により地域精神保健福祉活動を行う。 ・こころの健康相談（月5回、予約制、家庭教室含む） ・保健師による家庭訪問、来所・電話相談（随時） 2 こころの健康の保持・増進や、精神障害への理解促進を図るための普及啓発活動を行う。 ・普及啓発：講演会（年2回）、依頼による健康教育、区報等を利用した知識の普及 ※区内精神障害者は推定2,097人（精神障害者保健福祉手帳の交付件数：平成29～30年度累積交付数推計、都立中部総合精神保健福祉センター調べ）							
経過	平成18年度 組織改正により障害者福祉課へ事務移管 平成22年度 思春期・ひきこもり心理相談及びひきこもり家族教室を実施 平成26年度 精神保健福祉法一部改正に伴う条番号改正 24条通報⇒23条通報 平成28年度 組織改正により障害者福祉課から一部事務移管（普及啓発・相談） ひきこもりの個別相談はこころの健康相談で、精神障害者をかかえる家族への支援は、家族相談会（こころの健康相談枠）で実施。 平成30年3月 厚労省より、措置入院患者の退院支援、及び長期入院患者の地域移行支援のためのガイドラインが提示される。 平成30年4月より、不登校・ひきこもり・発達障害の家族（当事者含む）の自主グループ「たびたちの会（平成29年度結成）」の定例会に参加。							
必要性	一般区民のメンタルヘルスの維持増進、及び、当事者の治療、社会復帰を支援するために、心の健康の普及啓発及び、精神科医師や保健師が相談に応じる必要がある。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 普及啓発：講演会、健康教育 相談：精神科医による相談（月5回、予約制）、保健師による相談（随時）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	相談者数	113	158	136	150	180	健康推進課調べ
	②	精神保健講演会 参加者数	153	82	0	50	180	健康推進課調べ
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
推進		推進		ひきつづき新型コロナウイルス感染症流行下におけるメンタル不調の増加が見込まれることから、早期医療的ケアの体制作りを新たに行う必要がある。				

(単位：千円)問題点・課題

物件費の主な支出は、需用費に106千円、補助費等は、相談医師の雇上げに1,302千円になっている。

近年は、社会生活能力の低下や人間関係の脆弱性を背景とした事例が増加しており、医療に加え、社会福祉的アプローチを要するなど事例の困難性が増しており、相談対応力の強化が必要である。さらに感染症流行に伴い、こころに不調をきたしやすくなっており、こころの不調の早期発見・治療につながる普及啓発にさらなる工夫が必要である。

問題点・課題の改善策

施狀況

議 会 質 問 状
況（要旨）

平成29年度2月会議	精神病患者への支援について
平成30年度6月会議	ひきこもり対策について

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード		09-02-34		戦略プラン		☐ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事			
事務事業名		薬物・酒害対策事業費		部課名		健康部健康推進課		課長名		森田					
				担当者名		村山		内線		432					
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-09-02		薬物・酒害対策事業費											
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業							
開始年度		平成 8（ 1996 ）年度		根拠		精神保健福祉法、アルコール健康障害対策基本法、									
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等		ギャンブル等依存症対策基本法									
実施基準		☐ 法令基準内		☐ 都基準内		☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画			
行政評価 事業体系		分野		I		生涯健康都市									
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成									
		施策		07		障がい者の相談・支援体制の充実									
目的		アルコールや薬物等の依存症による健康障害を有する当事者・家族等に対する支援を行うとともに、相談事業等から把握できる依存症に関する実態をもとに、講演会や小中学校等を対象に薬物乱用防止対策のための普及啓発を行い、安心して暮らすことができる社会の実現を図る。													
対象者等		一般区民													
内容		1アルコール・薬物依存症相談：精神科医師と民間相談員による専門相談。月2回（予約制） ・様々な依存症に関する相談を受け、家族関係や家庭環境に応じた対応方法の相談や、医療機関・自助グループの紹介等を行い、区民の健康の回復と社会復帰を促進する。 2保健師による随時の相談（家庭訪問、面接相談、電話相談等） 3依存症に関する講演会を行い普及啓発を図る。（講演会年1回） 4区内小中学校を対象に薬物乱用防止教育を行う。※区内中学校10校、小学校24校に、薬物乱用防止荒川地区協議会と警察署、当課で分担。国内初で区内に設置された薬物依存リハビリ施設（ダルク）の協力を得て実施。回復者の「薬物は依存性が強く、1回でもやったらその後の人生を壊す」というメッセージは説得力があり、予防教育効果が高い。													
経過		平成13年 2月：区内薬店・薬局 11 個所に「薬物相談窓口」を設置。家族教室廃止。 平成14年度：薬物酒害相談にアルコール依存リハビリ施設と薬物依存リハビリ施設の回復者による民間相談員を導入。薬物相談関係機関連絡協議会は薬物相談関係機関連絡会として継承。 平成15年度：薬物相談関係機関連絡会と酒害相談関係機関連絡会を統合し、薬物酒害関係機関業務連絡会（年 2 回）を開催。東京都薬物乱用防止推進荒川地区協議会の事務局を担う。 平成17年度：薬物酒害関係機関業務連絡会と精神保健福祉関係機関業務連絡会を統合し、精神ネットワーク会議とし、荒川区精神保健連絡協議会の実務者レベルの会合と位置づける。 平成18年度：当事業は、障害者福祉課に移管。 平成20年度：東京都薬防協荒川地区事務局を保健所に移管。 平成25年度：アルコール健康障害対策基本法が成立。 平成28年度：当事業は、健康推進課へ移管。 平成30年度：ギャンブル等依存症対策基本法公布													
必要性		アルコールや薬物等依存症は当事者に病識が乏しく、専門相談を軸としたアプローチが不可欠である。また、ゲーム障害やギャンブル依存症の相談窓口としても利用が期待される。さらに、薬物依存症回復者の体験談による普及啓発は、薬物乱用防止効果がある。													
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 相談：精神科医と回復者による依存症専門相談（月2回、予約制）、保健師による相談（随時）。啓発：依存症講演会、及び区内の薬物依存リハビリ施設と連携した小中学校の健康教育。													
指 標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明						
				30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)							
	①	医師等専門相談者延べ人数			45	44	34	40	60	酒害相談					
	②	保健師による相談者延べ数			335	258	420	430	500	訪問、面接、電話、関係機関（依存症）					
③	－								－						
事務事業の分類				分類についての説明・意見等											
3年度		4年度													
継続		継続													
				精神保健福祉法とアルコール健康被害対策基本法、ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、事業を継続して実施する。											

予算・決算額等の推移			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額			1,222	1,219	1,190	1,186	1,167	1,186	1,153
決算額（3年度は見込み）			1,116	1,146	1,131	916	871	750	1,153
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	相談者延数（医師等専門相談）		46	45	49	45	44	34	40
	薬物酒害相談開催（回数）		24	24	24	20	19	18	20
	薬物乱用予防教育（実施学校数）		6	5	4	3	3	0	3
予算・決算の内訳									
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
賃金	医師雇上・民間相談員	808	報償費	講演会講師謝礼他	750	報償費	講演会講師謝礼他	1,111	
報償費	講演会講師謝礼他	23	役務費	予防教室講師手数料	0	役務費	予防教室講師手数料	42	
役務費	予防教室講師手数料	40							

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	683	505	▲ 178	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	848	0	▲ 848		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	23	750	727		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与と引当金繰入額	57	94	37		行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 1,611	▲ 1,349	262
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		1,611	1,349	▲ 262	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)		▲ 1,611	▲ 1,349	262
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)		0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)		▲ 1,611	▲ 1,349	262	

備考

補助費等の主な支出は、精神科医師・相談員の雇上げに750千円になっている。

問題点・課題

感染症流行に伴いアルコール依存症やゲーム障害の増加が見込まれるため、あらゆる機会をとらえて依存症予防と回復の普及啓発に取り組む必要がある。
また、生活衛生課所管の薬防協事業との連携を強化する。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	感染症流行下における様々な依存症について、普及啓発を継続する。	感染症流行によるストレス増加に伴い増加が予測される様々な依存症の予防・対処を目的に、区HPや情報提供店などで啓発を実施。	引き続き、感染症流行下における様々な依存症について、普及啓発を継続・強化する。
②			
③			

他 区 施 状	(実施 13 区 未実施 9 区 不明 0 区)
	未実施：千代田区、中央区、港区、新宿区、台東区、品川区、豊島区

議 案	平成30年度2月会議	アルコール依存症について
-----	------------	--------------

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-02-35		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	母子保健システム運用管理費		部課名	健康部健康推進課		課長名	森田	
			担当者名	飯塚		内線	433	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-10-01		母子健康システム運用管理費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☒ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 30	（ 2018 ）	年度	根拠	母子保健法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 他			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	05 親子の健康推進						
目的	これまで個別に管理していた妊産婦及び乳幼児に関する情報について、統合的に管理することが可能な情報システムを導入することにより、妊娠期からの切れ目のない支援を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律における情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うに当たり、特定個人情報の適切な管理・運用を行う。							
対象者等	荒川区に居住する妊産婦・乳幼児およびその同居者等							
内容	・各事業における情報の管理・運用 エクセルや紙媒体で管理している母子保健事業に係る情報をシステムに登録し、管理する。また、住民記録システム、予防接種システム等と連携することにより、フォローが必要な妊産婦・乳幼児等について、迅速かつ確実な情報の収集及び対応を行う。 ・マイナンバー制度対応 中間サーバに情報連携用のデータの副本登録をすることで、他自治体からの情報照会に自動で応答する。 ・子ども家庭総合センターとの情報の連携・共有 児童相談所システムとの情報連携等をとおして、子ども家庭総合センターとの情報の連携・共有体制を強化する。							
経過	平成29年10月 情報システム運営委員会（システム計画の承認） 平成29年12月 個人情報保護運営審議会（電子計算組織の新規開発及び保有個人情報の記録項目の設定について承認） 平成30年1～3月 荒川区母子保健システム導入及び運用保守委託に係るプロポーザルの実施 平成30年4月 株式会社 両備システムズと契約締結 平成31年4月 母子保健システムの運用開始							
必要性	妊産婦・新生児に対する切れ目のない、かつ正確で継続的な支援やマイナンバー制度における情報連携への対応等に資するため、事業の必要性は高い。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 導入及び運用保守業務をプロポーザル方式により選定した事業者にて委託し、実施する。（導入1年。保守5年。荒川区母子保健システム導入及び運用保守委託契約 64, 368, 000）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	副本登録率（妊娠の届出）	-	100	100	100	100	副本登録数／妊娠届出者数
	②	システム障害発生件数	-	0	0	0	0	システムの停止を伴う障害件数
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
推進	推進	母子保健事業全体を統括するシステムを導入するものであり、切れ目のない支援を行い、児童相談所システムと連携をしていくために欠かせない事業であるため、推進する。						

(単位：千円)									
予算・決算額等の推移			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額					—	80,899	13,501	10,979	11,424
決算額（3年度は見込み）					—	45,524	12,998	9,611	11,424
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	システム障害発生件数		-	-	-	-	0	0	
予算・決算の内訳									
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	帳票印刷費用等	347	需用費	帳票印刷費用等	343	需用費	帳票印刷費用等	443	
役務費	仮想サーバ利用料	2,838	役務費	仮想サーバ利用料等	5,160	役務費	仮想サーバ利用料等	6,169	
委託料	保守委託経費等	9,813	委託料	保守委託経費等	4,108	委託料	保守委託経費等	4,812	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	11,149	4,174	▲ 6,975	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	12,998	9,611	▲ 3,387		国庫支出金	1,083	0	▲ 1,083
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	1,083	0	▲ 1,083
		賞与・退職給与引当金繰入額	928	778	▲ 150	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 23,992	▲ 14,563	9,429	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)		25,075	14,563	▲ 10,512	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 23,992	▲ 14,563	9,429
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 23,992	▲ 14,563	9,429

備考

昨年に比べ物件費が減少している。物件費の内訳は、需用費343千円、役務費5,160千円、委託料4,108千円である。

問題点・課題

切れ目ない支援のため帳票機能を活用していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	令和元年度に改定した事務フローの 検証を行うとともに、システムのさ らなる改善を進めていく。	健診準備作業の効率化及び健診時 にフォローしやすい帳票に改定し た。	引き続き帳票の見直しを行い、 健診準備の効率化と漏れのない支 援につなげていく。
②			
③			
他 施 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施） 18区 未実施 4区 不明 0区 日本コンピュータ(株) (wel-mother) 11区、(株)両備システムズ（健康かるて）4区、(株)アイネス（Web-Rings）1区、(株)日立製作所（保健情報システム）1区、NEC（住民方法システム）1区		
議 会 （ 要 旨 ）			

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード		09-02-36		戦略プラン		☐ 協働		☒ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		出産・子育て応援事業		部課名		健康部健康推進課		課長名		森田			
				担当者名		青木		内線		433			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-01-03		出産・子育て応援事業									
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業					
開始年度		平成 31（ 2019 ）年度		根拠		母子保健法第22条、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）							
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等									
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画	
行政評価 事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市							
		政策		03		子育てしやすいまちの形成							
		施策		01		多様な子育て支援の展開							
目的		妊娠期から行政の専門職が関わることにより、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく行う出産・子育て応援事業を実施することにより、妊婦ならびに乳幼児およびその保護者の心身の健康の保持および増進を図る。											
対象者等		区内に居住する全ての妊産婦、乳幼児（就学前）とその保護者がいる世帯											
内容		《ゆりかご・あらかわ事業》 ・妊娠届出の際に、助産師等の専門職がすべての妊婦に対して面接（ゆりかご面接）を行い、それぞれの実情に応じた妊娠期から子育て期の支援プラン（ゆりかごプラン）を作成、面接終了時には、育児パッケージ（ゆりかごギフト）を配布して、面接率の向上に資する。 ・面接の際に、かかりつけ保健師を紹介し、担当先の明確化と切れ目ない支援体制について情報提供する。 ・プラン作成をとおして、妊婦と専門職が、今後予測される健康課題やその他の困りごとについて一緒に考えると共に、相談先や支援方法の把握へと繋げる。プラン作成後も、必要に応じてプランを改訂し、支援内容の見える化と最適化を図る。 ・本事業を支援の起点として、令和元年度は健康推進課、子育て支援課、子ども家庭総合センター及び保育課の4課の連携により、本区における子育て世代包括支援センター機能の整備を行った。											
経過		・平成31年4月 事業開始 ※平成31年度より、戸籍住民課での妊娠届出を健康推進課に集約した。 ・子育て世代包括支援センター連絡会を定例化して、情報共有、課題への対処法の検討等を行っている。 ・令和2年7月の区立児童相談所業務開始に伴い、児童虐待未然防止の基盤づくりとしても、一層の充実が求められる。											
必要性		妊娠期から子育て期にわたる総合的な切れ目のない支援の起点となる事業であり、子育て世代に対する支援を行う上でその必要性は高い。また、児童虐待の未然防止としても有効である。											
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)					
	①	妊婦面接率（％）	36.0	81.9	85.1	90.0	100	訪問や休日面接等により面接率の向上を図る。					
	②												
③													
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
3年度		4年度											
重点的に推進		重点的に推進		妊娠期から子育て期にわたる総合的な切れ目のない支援の起点となる事業であり、子育て世代に対する支援に加えて、児童虐待の未然防止策としても、優先度が非常に高い事業である。									

No2 (単位：千円)										
予算・決算額等の推移			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
予算額						—	18,283	20,603	35,909	
決算額（3年度は見込み）						—	15,292	17,089	35,909	
実績の推移	事項名（3年度は見込み）		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
	ゆりかご面接実施件数						1,681	1,681	1,817	
予算・決算の内訳										
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）				
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）		
報酬	非常勤職員報酬	5,612	報酬	非常勤職員報酬	5,352	報酬	非常勤職員報酬	5,772		
共済費	非常勤職員社会保険料	826	共済費	非常勤職員社会保険料	905	共済費	非常勤職員社会保険料	1,016		
賃金	保育士雇上げ	19	報償費	講師謝礼	0	需用費	面接用事務用品等	503		
報償費	講師謝礼	49	需用費	面接用事務用品等	373	役務費	郵送料	111		
需用費	面接用事務用品等	346	役務費	郵送料	6	委託料	育児パッケージ	27,255		
役務費	郵送料	19	委託料	育児パッケージ	7,008	その他	期末手当等	1,252		
委託料	育児パッケージ	8,421	その他	期末手当等	3,445					
(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	14,374	16,750	2,376	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	8,804	7,419	▲ 1,385		国庫支出金	2,239	3,359	1,120
		維持補修費	0	0	0		都支出金	14,462	38,466	24,004
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	49	2,689	2,640		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	16,701	41,825	25,124	
		賞与・退職給与引当金繰入額	660	1,913	1,253	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 7,186	13,054	20,240	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	23,887	28,771	4,884	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 7,186	13,054	20,240	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 7,186	13,054	20,240		
	備考	令和元年度から育児パッケージを導入した。物件費の内訳は、旅費33千円、需用費373千円、役務費6千円、委託料7,008千円である。								
問題点・課題	・妊産婦に対するより効果的な支援を行うため、妊産婦のニーズに合った相談が行えるよう、人材育成も含めて事業の実施に係るノウハウの蓄積と内容の改善を並行して行っていく必要がある。 ・特定妊婦及び要支援妊婦については、妊娠中から随時、区立児童相談所と連携し、養育環境を整えて児童虐待の未然防止にも努めていく。 ・新型コロナウイルス感染不安から面接率が減少することが危惧される。感染予防対策を行うとともに、面接勧奨や必要時個別訪問等で対応していく。									
問題点・課題の改善策										
	令和2年度に取り組む具体的な改善内容			令和2年度に実施した改善内容および評価			令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容			
①	さらなる面接率の向上のため、周知方法や事業の実施体制の見直しを適宜行っていく。			平日は予約なしで即対応できるようにし、休日も月1回程度予約制で対応した。また、外国語版のゆりかごプランを作成した。			より魅力ある育児パッケージのため、カタログからオンライン化により利便性を図る。			
②										
③										
他区の実施状況	(実施 20 区			未実施 2 区			不明 0 区)			
議会(要旨)質問状況	平成30年度6月会議 平成30年度9月会議 平成30年度2月会議 平成31年度6月会議 令和元年度6月会議			妊娠期から出産・育児までの支援について 子育て世代包括支援センターについて 出産・子育て応援事業の実施による児童虐待の未然防止効果について 不妊・不育症支援について 不妊症治療支援について（LINEサポート、精子セルフチェックキット）						

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-02-37		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	新生児聴覚検査		部課名	健康部健康推進課		課長名	森田	
			担当者名	飯塚		内線	433	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-02-10	新生児聴覚検査					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 31	（ 2019 ）	年度	根拠	母子保健法第12・13条 国通知「新生児聴覚検査の実施について」（H19・1）			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	05 親子の健康推進						
目的	全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することにより、聴覚障害の早期発見及び早期療育を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えることを目的とする。							
対象者等	荒川区内に居住する者の子で、生後50日に達する日まで（生まれた日を0日として起算し50日まで）の乳児							
内容	交付方法：妊娠届出時に受診票を交付。 受診方法：協力医療機関にて個別受診（東京都内の協力医療機関にて受診可能） 検査内容：自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）または耳音響放射検査（OAE） 委託料の支払：毎月協力医療機関から医師会を経由して、東京都国民健康保険団体連合会から委託料の請求があり、請求に基づき支払をする。 委託単価については、東京都・特別区・市・町村・東京都医師会の連絡協議会により決定される。							
経過	平成31年4月1日 事業開始							
必要性	新生児の聴覚障害の早期発見及び早期療育を行う上で、実施の必要性は高い。							
実施方法	☐ 3委託 ☐ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 都医師会及び東京都国保連合会に委託し、都内の協力医療機関にて実施							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 助成率（%）	-	52	56	54	90	受診者数／交付数	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
推進	推進	法定事業であり、また、妊娠期から子育て期の総合的な切れ目のない支援、生涯の健康づくりの起点として、欠かせない事業であるため、推進する。						

(単位：千円)問題点・課題

物件費が主な費用である。物件費の内訳は、需用費46千円、委託料3,823千円である。

問題点・課題の改善策

他区の写
施状況

議 会 質 問 状
況（要旨）